

## 鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）指定管理者募集要項

鳥取県立生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、平成31年4月1日から施設の管理等に関する業務を行う指定管理者を次のとおり募集する。

### 1 施設の概要

名 称	生涯学習センター			
所 在 地	鳥取市扇町21			
設置目的	生涯学習の振興に資するため			
開 館	昭和54年12月15日			
敷 地	県有地 4,271.41平方メートル			
施設概要	<p>本 館 棟：鉄筋コンクリート造5階建（1部2階）延4,145.61平方メートル（うち東部教育局 延251.03平方メートル）</p> <p>ホ ー ル棟：鉄筋コンクリート造2階建 延 994.74平方メートル</p> <p>自転車置場：鉄骨平屋建 68.06平方メートル</p> <p>駐 車 場 ： 63台（内ハートフル駐車場1台）</p>			
主な施設 内 容	階別	室 名	面積(平方メートル)	定員(人)
	1階	事務所	53.87	
		ホール	548.39	487（うち車椅子席3）
		小研修室（和室1）	37.37	18
		小研修室（和室2）	37.37	18
		東部教育局会議室1	38.50	
		東部教育局会議室2	38.60	
	2階	中研修室5	71.82	30
		中研修室4	71.82	30
		小研修室4	35.91	24
		東部教育局	164.85	
	3階	団体交流室4	32.15	
		団体交流室4	88.27	
		団体交流室1	179.55	
		団体交流室2	55.37	
		団体交流室3	35.91	
	4階	中研修室1	53.87	30
		中研修室2	53.87	30
		中研修室3	53.87	30
		小研修室1	35.91	24
		小研修室2	35.91	24
		小研修室3	35.91	24
		大研修室	89.78	60
5階		講義室	196.05	120
	中研修室(スタジオ・音楽室)	71.82	30	
	パソコン研修室	53.87	20	

### 2 指定管理者が行う業務

## (1) 業務の内容

指定管理者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を行うこと。なお、詳細は別添鳥取県立生涯学習センター委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

### ア 生涯学習センターの施設設備の維持管理及び運営に関する業務

鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（昭和54年鳥取県条例第32号。以下「生涯学習センター条例」という。）に基づく生涯学習センターの施設設備の維持管理に関する業務（施設設備の清掃、保安警備、保守管理及び修繕）、来館者の受付及び案内、附属設備及び備品の貸出し、設備の利用の指導又は設備の操作、利用者へのサービスの提供（レストランの運営及び自動販売機による物品の販売を含む。）等

### イ 生涯学習センターの利用の許可、利用料金の徴収等に関する業務

生涯学習センター条例に基づく利用の許可、適正な管理を図るために必要な利用者への措置命令、生涯学習センターからの退去命令、利用料金の徴収及び減免等

### ウ 生涯学習の普及振興に関する業務

#### (ア) 生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興に関する業務

生涯学習の振興を図るための学習相談、県内生涯学習団体への支援、団体交流室の入居団体等への支援、生涯学習展示コーナー・ふれあい文庫の充実に向けた企画及び運営等の生涯学習に取り組む個人・団体等の交流促進のための業務、指定管理者が独自に企画・立案した県民の生涯学習の振興を図るための業務その他生涯学習センターの利用促進を図るための業務

#### (イ) とっとり県民カレッジ講座の企画、運営に関する業務

#### (ウ) 生涯学習情報の提供に関する業務

生涯学習情報誌の企画・編集・発行、生涯学習情報提供システムの運用

## (2) 管理の基準（業務運営の基本的事項）

指定管理者は、次の基本方針及び基本的事項に基づき、生涯学習センターの適切な管理運営を行うこと。

### ア 基本方針

指定管理者は、委託業務の遂行に当たり、生涯学習センターが文部科学省「社会教育施設整備費補助金」を用いて建設された「社会教育に関する情報提供、教材開発、学習相談、指導者研修、広域事業等を総合的に行う施設」であり、また、生涯学習施策を進めるための県の拠点施設であることを十分に認識し、県教育委員会が行う生涯学習・社会教育に関する事業への施設設備の優先利用を確保するとともに、社会教育関係団体や生涯学習に取り組む者への研修の場や資料・情報の提供、学習相談への対応、施設利用を通じて生涯学習・社会教育に取り組む個人や各種団体、学校、企業等の交流促進等に積極的に取り組むことにより、本県における社会教育の推進と県民の生涯学習の機運醸成を目指すこと。

また、県民が広く利用する公の施設としての性格を十分認識し、施設設備を最良の状態に整えるなど利用者にとって快適な施設の環境づくりを行うとともに、関係法令を遵守し、利用者の安全を確保すること。

### イ 基本的事項

#### (ア) 開館時間

生涯学習センターの開館時間は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て決定すること。ただし、教育委員会から指示があった場合には、指定管理者は、開館時間を臨時に変更することができる。この場合において、開館時間には、その日の始業及び終業の作業に要する時間は含まないものであること。

なお、開館時間は現行の開館時間（午前9時から午後9時（日曜日にあつては、午後7時）まで）より短く設定しないこと。

#### (イ) 休館日

生涯学習センターの休館日は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て

決定すること。

ただし、教育委員会から指示があった場合には、指定管理者は、休館日を臨時に変更することができる。

なお、現行の休館日（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで）より多く設定しないこと。

(ウ) 利用の許可

生涯学習センターの利用の許可について、生涯学習センター条例第7条の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合を除き、利用の許可を行うこと。

また、管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付すること。

- a 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- b 生涯学習センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- c 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- d 国、地方公共団体、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条に規定する一般社団法人及び一般財団法人及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人以外の者が、物品の販売、あっせん、寄附金その他の金品の募集又は勧誘行為を行うために生涯学習センターの施設設備を利用しようとするものであるとき。
- e 上記の場合のほか、生涯学習センターの管理上支障があるものとして、教育委員会規則で定める場合に該当するとき。なお、指定管理者は、cに該当する利用でないことを確認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。

(エ) 利用の制限

生涯学習センター条例第8条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者又はおそれのある者に対して、生涯学習センターの利用を拒み、又は生涯学習センターからの退去を命ずることができること。

- a 生涯学習センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をする者
- b 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をする者
- c 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をする者
- d 上記のほか、生涯学習センターの管理上支障があると認められる者として教育委員会規則で定める者

(オ) 措置命令

生涯学習センター条例第9条の規定に基づき、指定管理者は、生涯学習センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができること。

(カ) 利用許可の取消し

生涯学習センター条例第10条の規定に基づき、指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができること。

- a 生涯学習センター条例若しくは条例に基づく教育委員会規則又はこれらの規定に基づく処分に違反した者
- b (オ)の命令に従わない者
- c 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれがある者
- d 利用許可の条件に違反した者
- e 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けた者
- f 上記のほか、生涯学習センターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれ

がある者

(キ) 利用料金

生涯学習センターの利用料金は、別紙1に定める金額を標準として、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。この場合において、知事が承認する利用料金の額は、原則として募集時に提出された事業計画書のとおりとし、指定期間中に利用料金をこれより高く設定することは認めない。ただし、法令の改正等により指定期間中に料金を改定する場合はこの限りではない。なお、新たな施設設備の利用料金を設定する場合には、別紙1の金額との均衡に配慮して設定すること。

(ク) 利用料金の減免

生涯学習センターの減免基準は、別紙2に定める減免基準の減免率を下限として指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。また、別紙2の減免基準のほか、指定管理者が自らの判断において利用料金の減免を行おうとする場合も同様とする。

(ケ) 個人情報の保護

指定管理者は、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第11条第4項において準用する同条第2項及び第3項の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、生涯学習センターの管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使用してはならないこと。

(コ) 情報の公開

指定管理者は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「情報公開条例」という。）の規定を遵守し、生涯学習センターの管理に関して保有する情報の積極的な公開に関する事務を適切に行うこと。

(カ) 許可等の手続

指定管理者が利用者に対して行う許可その他の処分、県民からの依頼に対する対応等には、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号。以下「行政手続条例」という。）の規定が適用されるので、利用の許可等（申請に対する処分）を行うための審査基準及び監督処分等（不利益処分）を行うための処分基準並びに許可等を行うまでに通常要すべき標準的な期間（標準処理期間）を定める等、行政手続条例に則った手続を行うこと。

なお、行政手続条例に規定する行政指導については指定管理者に直接適用はないが、指定管理者は、規定の趣旨に則って適切に対応すること。

(3) 留意事項

ア 指定管理者が行う業務の内容の詳細については、仕様書によること。

イ 指定管理者が行う委託業務を一括して他の者に委託することはできないこと。ただし、委託業務のうち、清掃、警備等一部の業務については、専門の事業者へ委託することができること。なお、委託しようとする場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。

また、委託する場合は、指定管理者は、受託者の業務の実施日、実施場所、実施内容等生涯学習センターの管理に必要な事項を把握し、必要に応じて適切な指示を行うこと。

ウ 県内需要の拡大、県内業者の活用が求められる中、指定管理者は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、委託業務の実施に当たっては県内事業者への発注に努めること。なお、特に委託、工事請負については原則県内事業者へ発注しなければならないが、やむを得ず県外事業者へ発注する必要があるときは、あらかじめ県に協議すること。

また、発注先の業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与え、又は経営幹部が暴力団員と密接な交際をするなどの事実がある法人等）でないこと。

なお、指定管理者は、発注先として選定しようとする業者が暴力団等でないことを確

- 認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。
- エ 指定期間中に指定管理者から施設の改修を伴う提案があった場合においては、その提案の内容に応じ、県が施設の改修を行うことがあること。
- オ 指定管理者の職員及び業務の再委託を受けた者の職員が通勤のために使用することのできる施設内駐車場はないこと。
- カ 指定管理者は、指定管理の施設、設備等に関する事故が発生したときは、具体的な被害の発生の有無に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は、速やかに県への報告及び公表を行うこと。
- (ア) 来場者及び従業員の身体、生命に被害を生じさせる可能性があるものである場合
- (イ) 施設の運営・管理に大きな影響が生じる場合（主要施設を利用中止又は制限する場合など）
- キ 現在東部教育局が専用している部分（別館2階等）については、指定管理期間中に利用・管理の状況が変更となる可能性があり、その場合指定管理料の算定が変更となる場合がある。

### 3 指定期間

指定管理者の指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。ただし、16の(1)又は(2)により適正な施設管理の継続が困難と認められるときは、当該指定期間の途中においても指定を取り消すことがある。

### 4 指定管理料及び利用料金の取扱い等

#### (1) 指定管理料の支払

県は、生涯学習センターの管理運営に必要な経費として指定管理料を支払う。

指定期間中の指定管理料の総額は、461,759千円（うち消費税額及び地方消費税の額41,209千円を含む。）を上限として募集時に指定管理者から提出された事業計画書の金額を基に別途協定で定める額とする。各年度の支払額は、平成31年度は91,679千円、平成32年度以降は92,520千円を上限とする。上記金額は平成31年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられることを見込んだ額であり、法令改正により消費税率、引き上げ時期等が変更になった場合には、原則として県は改正内容に応じて指定管理料を再算定して指定管理料額を変更する。

なお、指定管理料の支払は、原則四半期ごとに年間の支払計画に基づき行う。

#### (2) 利用料金等の取扱い

生涯学習センターの利用に係る料金収入、レストランの運営、自動販売機の設置、指定管理者の判断で行う自主事業（県民の生涯学習の振興及び生涯学習センターの利用促進を図ることを目的とする。なお、自主事業が施設の設置目的、利用者の利便性向上、業務範囲を逸脱していると県が判断した場合は、中止を指示することがある。）等の利用者へのサービス提供に伴う収入その他の収入（以下「利用料金等」という。）は、指定管理者が自らの収入として収受する。

なお、協定書に定める指定管理料の額及び利用料金等の額の総額が指定管理者の業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県は、その差額を補填しない。

## 5 県及び指定管理者の責任の分担

県及び指定管理者の責任は、原則として、次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の責任の欄に○印の付いた者が負うものとする。なお、その詳細は、県及び指定管理者が締結する協定で定める。

項 目		責 任	
		県	指定管理者
物価の変動	人件費、光熱水費等物価変動に伴う管理経費の増		○
金利の変動	金利の変動に伴う管理経費の増		○
関連法制度の改正	施設等の設置基準の変更に伴う施設等の新築又は改良	○	
	施設等の管理基準の変更に伴う管理経費の増	協議事項	
	上記以外のもの		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、落盤、火災、争乱、暴動その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的現象）に伴う施設等の損壊等により、委託業務が実施できないことによる利用料金収入の減	協議事項	
施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の損傷	施設等の設置上の明白なかしがあるもの	○	
	施設等の管理上の明白なかしがあるもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設の利用者等への損害賠償	施設等の設置上の明白なかしがあるもの	○	
	施設等の管理上の明白なかしがあるもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の改良・修繕	施設等に係る修繕（発注1件当たり50万円未満のものに限る。）		○
	施設の構造及び設備の改良並びに施設等に係る修繕（発注1件当たり50万円以上のものに限る。）	○	
備品の購入	施設等の管理の観点から、県が貸与する備品の更新及び県が新たに貸与する備品の購入（ただし、指定管理料等による購入を県が指示又は承認した備品の購入を除く。）	○	
	その他の備品の購入		○
火災保険の加入		○	
委託業務に要する経費（上記のうち県の責任分担とされたものを除く。）の負担			○
包括的管理責任		○	

※ 協議事項については、事案の原因ごとに判断する。ただし、第1次責任は、指定管理者が有するものであること。

※ 修繕とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

※ 備品とは、性質、形状を変えることなく長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が5万円（図書にあっては1万円）以上のものをいう。

## 6 応募資格等

### (1) 応募資格

生涯学習センターの指定管理者に応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。なお、ア、オからケまで及びシについては、応募後であってもその要件を満たさなくなったときは、指定管理者に係る資格を失うものとする。

ア 鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

イ 12の(3)の面接審査の日の前日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本県から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。

ウ 12の(3)の面接審査の日の前日において、本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名留保、指名停止その他の一定の期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。

エ 募集の受付期間の最終日から起算して1年前の日までの間に労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。

カ 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益になる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、次の(ア)から(カ)までのいずれかの事実があるものをいう。）でないこと。

(ア) 暴力団員を経営幹部とすること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること。

(エ) 暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に委託業務を再委託すること。

(オ) 暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。

(カ) 経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。

ク 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。

ケ 鳥取県議会の議員、知事、副知事、教育長、指定管理者の候補者の選定の決定に関する県の職員並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人等（境港管理組合を除く。）でないこと。

コ 応募の日において、地方自治法第244条の2第11項の規定により本県から指定管理者の指定を取り消され、又は指定管理候補者の選定を辞退した法人等（以下「指定取消法人等」という。）にあっては、当該取消し又は辞退の日から起算して3年を経過していること。

サ 応募の日において、指定取消法人等にあっては、当該取消し又は辞退に係る公の施設の管理に関する条例に定める指定管理者の管理の期間の満了後2回の指定期間を経過していること。

シ コ及びサの応募資格を満たさない指定取消法人等の代表者が役員等に就任している法人等でないこと。

### (2) 複数の法人等による応募

生涯学習センターのサービスの向上又は委託業務の効率的実施を図る上で必要である場合には、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができること。この場合においては、次の事項に留意すること。

- ア グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めること。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱うこと。なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めない。
- イ グループの構成団体間における委託業務に係る各団体の役割、経費に関する連帯責任の割合等を、別途協定で定めること。
- ウ 単独で応募した法人等は、グループ応募の構成団体となることができないこと。
- エ 同時に複数のグループの構成団体になることはできないこと。
- オ グループの代表となる法人等及び構成団体のすべてが、(1)に掲げる応募資格のすべてを満たす法人等であること。
- カ 11の(3)の応募書類の工からサまでは、構成団体ごとに提出すること。

## 7 募集及び選定等の日程

指定管理者の募集は、次の日程により行うこと。ただし、面接審査以降の日程は、予定であり、必要に応じて変更する場合がある。この場合において、応募した法人等には、その旨通知を行う。

募集要項の配布	平成30年6月18日（月）から7月25日（水）まで
質問事項の受付	平成30年6月18日（月）から7月27日（金）まで
現地説明会	平成30年7月3日（火）
募集の受付期間	平成30年6月18日（月）から8月1日（水）まで
面接審査	平成30年8月中旬 (時間、場所、実施方法等は、応募した法人等に別途通知する。)
審査結果の通知	平成30年8月中旬
指定管理者の指定	平成30年10月中旬（議会の議決を経て行う。)
協定の締結	平成31年3月下旬まで

## 8 募集要項の配付

募集要項は、次のとおり配付する。

- (1) 配付期間 平成30年6月18日（月）から同年7月25日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配付場所 鳥取県教育委員会事務局社会教育課生涯学習担当  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目271（県庁第2庁舎6階）  
電話 0857-26-7519 ファクシミリ 0857-26-8175  
メールアドレス shakaikyouiku@pref.tottori.lg.jp

## 9 質問事項の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

- (1) 受付期間 平成30年6月18日（月）から同年7月27日（金）まで
- (2) 受付方法 質問票（別紙様式）に記入の上、8の(2)の場所へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。なお、団体名、担当者名、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレスを必ず記載すること。
- (3) 回答方法 質問者へ個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、ホー



ムページにも随時掲載する。

## 1 0 現地説明会の開催

- (1) 日 時 平成30年7月3日(火) 午後2時から午後4時まで
- (2) 場 所 鳥取市扇町21 鳥取県立生涯学習センター
- (3) 申込方法 現地説明会への参加を希望する旨並びに法人等の名称、代表者名及び参加希望者(各法人等3名まで)を明記の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、平成30年6月29日(金)午後5時15分までに、8の(2)の場所へ申し込むこと。
- (4) 留意事項 申込期限までに申し込みがあった場合は説明会を開催することとしているが、期限までに申し込みが1件もなかった場合は開催しない。

## 1 1 応募の手続

### (1) 応募書類の受付期間及び時間

平成30年6月18日(月)から同年8月1日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

### (2) 応募書類の提出方法及び提出場所

ア 応募書類は、持参又は郵便等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものをいう。以下同じ。)により提出すること。

なお、郵便等による提出は、平成30年8月1日(水)の午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

イ 応募書類は、8の(2)の場所に提出すること。

### (3) 応募書類

次の書類を提出すること。この場合において、応募書類の作成及び提出に要する費用は、すべて申請を行う法人等の負担とする。なお、各書類の説明は、[別紙3]提出書類一覧を参照すること。

ア 指定管理者指定申請書〔様式1〕

イ 生涯学習センターの委託業務に関する事業計画書〔様式2〕

ウ 生涯学習センターの委託業務に関する収支計画書〔様式3〕

エ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

オ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類

カ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類

キ 当該法人等の概要(生涯学習センターの管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。)を記載した書類〔様式4〕

ク 当該法人等の役員名簿(氏名にふりがなが付され、かつ、住所・生年月日が記載されたもの)

ケ 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納(納付期限が到来していないものを除く。)がないことを証明する書類

コ 上記提出書類のうち該当のないものについての申立書

サ 指定申請に係る宣誓書〔様式5〕

シ ネーミングライツに係る申出書〔様式6〕(提案がある場合)

ス グループ協定書の写し(グループ申請の場合のみ)

#### (4) 応募書類の提出部数

正本1部及び副本6部（副本は、複写可とする。）

#### (5) 応募に当たっての留意事項

- ア 法人等が提出する事業計画書等の著作権は、提出した法人等に帰属すること。ただし、県は、必要な場合において事業計画書等の内容の全部又は一部を使用することができること。
- イ 応募書類その他の提出された書類は、返却しないこと。
- ウ 応募のあった法人等の名称等は、公表すること。
- エ 応募のあった法人等が6（1）キの暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等でないことを確認するため、鳥取県警察本部に照会すること。
- オ 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、議案を審査するために県議会に提出することがあること。
- カ 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、情報公開条例の規定に基づき開示することがあること。この場合において、個人情報又は法人等の正当な利益を害する情報は、非開示となるものであること。
- キ 応募書類の提出期限後、応募書類その他の提出された書類の再提出又は差替えは、原則として認めないこと。
- ク （3）の書類のほか、必要に応じ追加資料の提出を依頼する場合があること。
- ケ 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。以下「指定手続条例」という。）、生涯学習センター条例その他の関係法令を承知の上で応募すること。

### 1.2 指定管理者の選定方法等

#### (1) 選定方法

学識経験者等の委員で構成する鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）を設置し、選定基準に基づいて各委員が審査した評点の合計点により、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の選定を行う。

#### (2) 選定基準

指定管理候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	・管理の基本的な考え方の適合性 施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針	必須(平等な利用が確保されないとは認められない場合は、失格)
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(サービス向上策、利用促進策等) ・施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定 ・事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ・個人情報保護、情報の公開	30

		・利用者等の要望の把握・対応方針	
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・収支計画及び見積内容 ・支出計画の見通し ・県の指定管理料額の多寡	25
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	・法人等の財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定等 ISO14001・TEAS I種規格又はII種規格の認証等 あいサポート企業等の認定等 家庭教育推進協力企業としての協定締結 ・当該施設の管理運営状況の実績評価 ※申請者が現在の指定管理者の場合のみ審査項目とする	22
5	教育委員会が行う事業における生涯学習センターの優先的な利用、教育委員会との連携及び調整が確保されるものであること。 (生涯学習センター条例第5条第1号)	・教育委員会が行う事業における生涯学習センターの優先的な利用の確保策 ・教育委員会との連携及び調整方策	必須(優先的な利用が確保されないと思われる場合は、失格)
6	生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興を行うこと。 (生涯学習センター条例第5条第2号) その他教育委員会が生涯学習センターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項 (生涯学習センター条例第5条第3号)	・生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興に関する業務の実施方針 ・生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興に関する業務の企画・立案及び実施能力 ・とっとり県民カレッジ講座の企画、運営及び生涯学習情報の提供に関する業務の実施方針 ・とっとり県民カレッジ講座の企画、運営能力 ・生涯学習情報の提供に関する業務の企画・立案及び実施能力	25
7	その他 (指定手続条例第5条第4号)	・ネーミングライツに係る提案	4

### (3) 面接審査等

指定管理候補者の選定に当たっては、応募資格等を審査した後、平成30年8月上旬開催予定の審査・運営評価委員会において、11の(3)の書類により面接審査を行う。なお、面接審査の日時、場所、実施方法等は、応募書類を提出した法人等に別途通知する。

#### (4) 指定管理候補者の決定及び公表

(3)の面接審査の後、審査・運営評価委員会での審査結果を踏まえ、指定管理候補者を選定する。その審査結果は、応募書類を提出した法人等に書面で通知するとともに、当該法人等の名称、点数等を指定管理候補者に選定しようとする団体の事業計画書と併せてホームページ等で公表する。

#### (5) 審査・運営評価委員会の審査結果に対する異議申出

ア 応募者又は指定管理候補者に選定しようとする法人等（以下「応募者等」という。）は、審査・運営評価委員会の審査結果に不服があるときは、審査結果の通知を受け取った日から起算して4日以内に、教育委員会に異議を申し出ることができる。この場合において、当該4日間の計算は、その期間に日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日を含まない。

イ 異議の申出は、次の事項を記載した書面により、8の(2)の場所に申し出ること。

(ア) 異議申出をする法人等の名称、住所及び代表者の氏名

(イ) 異議申出の趣旨及び理由

(ウ) 異議申出の年月日

ウ 教育委員会は、異議申出に理由があると認めるときは、これを審査・運営評価委員会の審査に付し、指定管理候補者に選定しようとしていた法人等関係者から意見等を聴取した上で再審査を行い、審査結果を変更した場合は、その再審査結果を応募者等に通知するとともに、ホームページ等で公表する。

なお、再審査結果に対する異議の申出はできない。

#### (6) 選定対象の除外等

次のいずれかに該当する法人等は、指定管理候補者の選定の対象から除外する。(4)の決定を受けた指定管理候補者が、当該決定後に次のいずれかに該当することとなったときは、当該決定を取り消す。

ア 複数の事業計画書を提出したとき。

イ 審査・運営評価委員会の委員に個別に接触したとき。

ウ 応募書類等の内容に虚偽又は不正があったとき。

エ 応募書類等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

オ 応募書類等の提出後に事業計画の内容を変更したとき。

カ その他不正な行為があったとき。

### 1.3 ネーミングライツの提案

指定管理者は、応募に併せて生涯学習センターにネーミングライツ導入を提案することができる。

なお、命名権者は指定管理者又は指定管理者が指定する事業者が担うことができる。

#### (1) 提案概要

提案は次の条件を満たす必要がある。

##### ア 提案対象企業

公共施設の命名権者としてふさわしい企業

(鳥取県広告事業実施要綱第5条第1号に規定する規制業種を除く。)

##### イ 命名対象

生涯学習センターの愛称

(施設全体の愛称が命名の対象であり、施設内の個別施設などへの命名は不可。)

##### ウ 命名条件

(ア) 公共施設にふさわしい愛称であること。

(鳥取県広告事業実施要綱第5条第2号に規定する規制広告等を除く。)

(イ) 施設の設置目的がイメージできるものであること。

(ウ) 契約期間中における愛称の変更はできないこと。

エ 提案金額

(ア) 愛称を提案する対価は年額100万円以上とする。

(イ) 対価の支払いについては、県が発行する納入通知書により納入すること。

オ 契約期間

5年

カ 名称変更可能箇所

(ア) 敷地内サイン

(イ) 施設パンフレット

(ウ) 県及び指定管理者のホームページ

(エ) 仕様書別紙3で行う情報提供媒体

キ 費用負担

名称変更に伴う経費、契約期間終了後の現状復旧経費（次期契約者がいない場合、又は契約期間中に途中で契約解除した場合）は、別途命名権者が負担すること。

なお、県が発行する施設のパンフレット等、県のホームページの変更に係る経費については県が負担すること。

ク 名称使用開始期間

平成31年4月1日

(2) 提案に係る手続

様式6に必要な事項を記載し添付すること。

なお、指定管理者が指定する事業者が命名権者となる場合は、当該事業者が様式6に記載すること。

また、併せて命名権者活用に係る提案を記載した書面を添付することができる。（任意様式）

## 1.4 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、1.2の(4)のにより選定した指定管理候補者を生涯学習センターの指定管理者とすることが平成30年9月鳥取県議会において議決された後行う予定である。

(2) 協定の締結

ア 県及び(1)により指定を受けた指定管理者は、業務内容及び管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、平成31年3月末までに協定を締結するものとする。

イ 協定の内容として予定する項目は、次のとおりである。

(ア) 指定管理者の責務

(イ) 業務範囲に関する事項

(ウ) 利用料金の取り扱いに関する事項

(エ) 県が支払う指定管理料の額及び支払方法等に関する事項

(オ) 事業報告書に関する事項

(カ) 適正な施設管理の継続が困難になった場合の措置等に関する事項

(キ) 責任分担に関する事項

(ク) 個人情報の保護その他の管理上の留意事項

(ケ) その他

(3) 留意事項

ア (1)により指定管理者の指定を受けた者が正当な理由なく(2)の協定の締結に応じな

い場合は、当該指定を取り消すことがある。

イ (1)により指定管理者の指定を受けた者が(2)の協定の締結までの間に次のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

(ア) 資金事情の悪化等により、適正な施設管理を継続することが確実にないと認められるとき。

(イ) 著しく社会的信用を損なう行為をしたこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

ウ 指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、委託業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。なお、指定管理者が職員研修への協力を県に求めるときは、県は教育資材の貸出し等可能な範囲で支援するものとする。また、申請書において、現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する提案を行っている場合は、引き続き施設の管理運営に従事することを希望する者の雇用に努めなければならない。

エ 指定管理者は、公の施設の管理を行う者として求められる社会的責任の遂行について十分考慮し、障がい者雇用、高齢者雇用、障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達、男女共同参画の推進、環境への配慮、あいサポート運動等、県が推進している施策について積極的に取り組むよう努めなければならない。

オ (2)により締結した協定について、協定の締結後、委託業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、県と(1)の指定を受けた指定管理者が協議の上、この協定を改定することができる。

## 1.5 実施状況の報告等

### (1) 業務報告書

指定管理者は毎月の利用者数及び増減理由の分析、利用促進策の実施状況、収支状況、再委託・工事請負発注の状況、管理体制、関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況、会計事務に関する指定管理者自身による内部検査結果等を業務報告書としてまとめ、当該報告書をその翌月15日までに県に提出すること。

### (2) アンケートの実施

施設利用者にアンケートを実施し、結果、対応及び結果に対する分析を事業報告書において報告すること。

### (3) 事業報告書

指定管理者は指定手続条例第9条の規定による事業報告書を毎年度終了後30日以内に県に提出すること。

### (4) 事業計画書

指定管理者は、毎年1月末までに当該年度の翌年度の事業計画書を県に提出し、その承認を受けること。

### (5) 実施状況の確認

県は、必要があると認めるときは、指定管理者にあらかじめ通知した上で、施設の維持管理及び経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又は施設内において維持管理の状況を確認することができる。

### (6) 実施状況の評価

ア 県は、指定管理者による施設の管理状況について、毎年度、評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、ホームページで公開する。

- イ 県は、評価を行うに当たり、業務報告書及び事業報告書のほか、あらかじめ指定管理者から管理等に関する成果、改善点について報告を求め、必要に応じて、施設の管理状況について、外部有識者の意見を聞くこととする。
- ウ 県は、アの評価の結果について、指定管理者が次期指定管理候補者を応募する場合は、選定時の審査項目とし、審査に反映させる。

## 1.6 適正な施設管理の継続が困難になった場合における措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により生涯学習センターの適正な管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、県は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがある。
- この場合において、指定管理者が県が指定する期間内に改善することができなかった場合には、県は、同条第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- (2) 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、生涯学習センターの適正な管理の継続が困難と認められる場合には、県は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定が取り消された場合において、県に損害が生じたときは、当該指定を取り消された指定管理者は、県に、当該損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他県及び指定管理者の責めに帰することができない事由により生涯学習センターの適正な管理の継続が困難となった場合には、県及び指定管理者は、当該管理の継続の可否について協議するものとする。

## 1.7 災害時の施設使用

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、指定管理者は生涯学習センターの使用について県の指示に従わなければならない。
- ア 地震等の災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処として、生涯学習センターを閉館し、又は住民の避難、救援若しくは災害対応のために使用する必要があると県が認めるとき。
- イ 生涯学習センターについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。
- ウ 生涯学習センターについて、鳥取市から鳥取市地域防災計画に基づく住民の避難、救援又は災害対応に要する施設としての指定に係る同意の申し出があったとき。
- (2) (1)の県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。
- (3) 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全の確保のために生涯学習センターを閉館する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉館すること。

## 1.8 添付資料

- (1) 生涯学習センターの施設概要及び施設配置図（資料1）
- (2) 鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（資料2）
- (3) 生涯学習センター収支状況（資料3）
- (4) 生涯学習センターの利用者数の実績（資料4）
- (5) 団体交流室利用団体及び目的外使用許可事業者等の一覧（資料5）

- (6) 生涯学習センター修繕実績（1件50万円未満）（資料6）
- (7) 指定管理者への貸付物品対象一覧（資料7）
- (8) 生涯学習センター管理室における現状の職員体制（資料8）
- (9) 生涯学習センターにおける現在の再（外部）委託及び賃貸借の状況（資料9）

## 19 その他

### (1) 様式のダウンロード

この募集要項は、本県のホームページからダウンロードすることができる。

ホームページアドレス：

<http://www.pref.tottori.lg.jp/syougai-gakusyuu-center/>

### (2) 応募書類の内容に関する調査

必要に応じて、応募書類等の内容について、応募者から聴取調査を行う。この場合において、詳細は応募した法人等に後日連絡する。



[別紙1]

## 生涯学習センター利用料金一覧

### 1 施設の利用料金

区 分	金 額	冷暖房料
ホ ー ル	1時間につき 5,140円	1時間につき 1,540円
講 義 室	1時間につき 1,900円	1時間につき 570円
パソコン研修室	1時間につき 300円	1時間につき 90円
大 研 修 室	1時間につき 820円	1時間につき 240円
中 研 修 室	1時間につき 510円	1時間につき 150円
小研修室(洋室)	1時間につき 300円	1時間につき 90円
小研修室(和室)	1時間につき 300円	1時間につき 90円
ロビー・ホワイエ	1平方メートルにつき1日 50円	
団 体 交 流 室	1平方メートルにつき1月 1,360円	施設利用料の100分の35に相当する額(1円未満の端数は切り捨てるものとする)

#### 備 考

- (1) ホール、講義室、パソコン研修室又は研修室の利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- (2) ロビー・ホワイエの利用面積若しくは利用期間が1平方メートル未満若しくは1日未満であるとき、又は利用面積若しくは利用期間に1平方メートル未満若しくは1日未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1日として計算するものとする。
- (3) 団体交流室の利用面積若しくは利用期間が1平方メートル未満若しくは1月未満であるとき、又は利用面積若しくは利用期間に1平方メートル未満若しくは1月未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1月として計算するものとする。

### 2 設備の利用料金(ホール利用の場合のみ)

設 備	単 位	1時間 当たり 金額(円)	設 備	単 位	1時間 当たり 金額(円)
ワイヤレスマイクロホン	1本	100	1kwサスペンションライト	1台	100
ダイナミックマイクロホン	1本	50	0.5kwサスペンションライト	1台	50
コンデンサーマイクロホン	1本	50	ステージスポットライト	1台	50
エレベーターマイクロホン	1本	100	フットライト	1台	50
プレーヤー	1台	100	エフェクトマシン	1台	50
MDプレーヤー	1台	150	スボックス	1台	50
テープレコーダー	1台	100	音響反射板	1式	470
ステージスピーカー	1式	50	ピアノ	1台	200
ピンスポットライト	1台	200	DLP方式プロジェクター	1台	360
シーリングライト	1台	150	コンセント	1口	50
トータルライト	1台	100	液晶プロジェクター	1台	80
ボーダーライト	1回路	100	展示パネル	1枚	50
アッパーホリゾンライト	1回路	100	平台	1台	100
ローホリゾンライト	1回路	100			

#### 備 考

- (1) 設備の利用時間は、ホールの利用時間と同一として計算する。
- (2) ピアノの使用料には、調律料は含めない。
- (3) ダイナミックマイクロホン、シーリングライト及びボーダーライトの使用料は、ダイナミックマイクロホンについては、実際に使用した本数から1本を減じた数をシーリングライトは4台を減じた数を、ボーダーライトについては2回路を減じた数をそれぞれ使用料として算定する。

- (4) コンセントの使用料は、持込器具の電気容量1kwごとに算定する。(1kw未满是切り上げ)使用する設備器具の定格消費電力を合計して得た数値により算出するものとし、当該数値が1キロワット未満であるとき又は1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算するものとする。

### 3 設備の利用料金 (ホール以外の設備)

設 備	単 位	金 額
ピアノ	1台	1時間につき 200円
コンセント	1口	1キロワット1時間につき 50円
液晶プロジェクター	1台	1時間につき 80円
研修室パソコン	1台	1時間につき 120円
研修室パソコン用プリンター	1枚	印刷1枚につき 20円
スタジオ照明 ( Horizontライト、キーライト、ベースライト、トップライト、スポットライト)		総定格消費電力1キロワット1時間につき 50円
展示パネル	1枚	1日につき 50円
CDデッキ	1台	1時間につき 50円
マイク	1本	1時間につき 50円

- (1) ピアノの使用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- (2) ピアノの使用料には、調律料は含めない。
- (3) コンセント及びスタジオ照明の使用料は、持込器具の電気容量1kwごとに算定する。(1kw未满是切り上げ)使用する設備器具の定格消費電力を合計して得た数値により算出するものとし、当該数値が1キロワット未満であるとき又は1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算するものとする。
- (4) 研修室パソコン用プリンターについて、用紙の両面を使用する場合は、2枚として計算する。
- (5) マイクの利用料の算出にあたっては、実際に使用した本数から1本を減じた数を使用したものとして利用料を算出する。

生涯学習センターの利用料金の減免基準

1 ホール、講義室及び研修室

減 免 事 由	減 免 率	
	講演会・講習会・研修会・研究大会等	展示会・集会・総会等
(実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないもの及び物品等の販売や展示品の即売を主たる目的としないものに限る。)		
一 社会教育活動として利用する場合における施設使用料（冷房若しくは暖房をしたときに加算すべき部分（以下「特別使用料」という。）及び設備使用料を除く。）の減免		
1 社会教育関係団体その他の団体が社会教育活動として行う講習会・講演会・展示会その他の集会等のために利用するとき。		
(1) 地方公共団体（鳥取県及び鳥取県教育委員会の事業として利用する場合を除く。）が社会教育活動として利用するとき。	10/10	
(2) 社会教育関係団体が社会教育活動として利用するとき。	10/10	1/2
(3) 芸術文化団体が芸術文化活動として行う展示会・講演会・講習会等のために利用するとき。	10/10	1/2
(4) 教育研究団体が教育研究活動として行う研修会・講習会等のために利用するとき。	10/10	1/2
2 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障がい有する者（以下「障がい者」という。）の社会参加を促進すると認められるとき。		
(1) 障がい者及びその介護者が利用者の半数以上を占めるとき	10/10	
(2) 障がい者及びその介護者が利用者の半数に満たないとき	1/2	
(3) 利用者が特定されないとき	10/10	
3 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定による医療受給者証の交付を受けた者（以下「難病患者」という。）の社会参加を促進すると認められるとき。		
(1) 難病患者及びその介護者が利用者の半数以上を占めるとき	10/10	
(2) 難病患者及びその介護者が利用者の半数に満たないとき	1/2	
(3) 利用者が特定されないとき	10/10	
4 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「要介護者等」という。）の社会参加を促進すると認められるとき。		
(1) 要介護者等が利用者の半数以上を占めるとき	10/10	
(2) 要介護者等が利用者の半数に満たないとき	1/2	
(3) 利用者が特定されないとき	10/10	
二 社会教育活動以外の目的で利用する場合における施設使用料（特別使用料及び設備使用料を除く。）の減免		
1 社会福祉団体が社会福祉の振興を図るために行う行事等に利用するとき。	10/10	1/2
2 鳥取県（以下「県」という。）が出資し、又は補助金を交付している団体が利用するとき		
(1) 団体の基本財産等に対する県の出資の比率又は団体予算に対する県の補助金の比率が30パーセント未満のとき	1/3	
(2) 団体の基本財産等に対する県の出資の比率又は団体予算に対する県の補助金の比率が30パーセント以上60パーセント未満のとき	1/2	
(3) 団体の基本財産等に対する県の出資の比率又は団体予算に対する県の補助金の比率が60パーセント以上のとき	2/3	
三 鳥取県、鳥取県教育委員会及び学校等が利用する場合における施設使用料及び設備使用料に係る額の減免		
1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技	10/10	

<p>能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、学生等が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。</p> <p>2 鳥取県及び鳥取県教育委員会の事業として利用するとき。</p>	10/10
--	-------

## 2 団体交流室

減 免 事 由	減 免 率
<p>一 全県下に下部組織があつて、それを統括する団体であり、かつ全県的な社会教育に関する活動を行う団体が利用するとき</p>	2/3
<p>二 県が出資し、又は補助金を交付している団体が利用するとき</p> <p>(1) 団体の基本財産等に対する県の出資の比率又は団体予算に対する県の補助金の比率が30パーセント未満のとき</p> <p>(2) 団体の基本財産等に対する県の出資の比率又は団体予算に対する県の補助金の比率が30パーセント以上60パーセント未満のとき</p> <p>(3) 団体の基本財産等に対する県の出資の比率又は団体予算に対する県の補助金の比率が60パーセント以上のとき</p>	<p style="text-align: center;">1/3</p> <p style="text-align: center;">1/2</p> <p style="text-align: center;">2/3</p>
<p>三 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者その他別に定める基準に該当する心身に障がいをもつ者、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項規定による医療受給者証の交付を受けた者（以下「障がい者等」という。）又は、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定若しくは要支援認定を受けた者（以下「要介護者等」という。）の社会参加を促進する目的で使用させるとき。</p> <p>(1) 障がい者等又は要介護者等及びその介護者が構成員（使用者全体）の50パーセント以上のとき。</p> <p>(2) 障がい者等又は要介護者等及びその介護者が構成員（使用者全体）の50パーセント未満のとき。</p>	<p style="text-align: center;">10/10</p> <p style="text-align: center;">1/2</p>

## 提出書類一覧

書類名	説明
指定管理者指定申請書	○様式1によること。 ○グループによる申請の場合には、提携団体の欄にグループの構成員の所在地、団体の名称及び代表者氏名を記載すること。
生涯学習センターの委託業務に関する事業計画書	○様式2によること。
生涯学習センターの委託業務に関する収支計画書	○様式3によること。
定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類	○法人以外の団体にあつては、これらに準ずる書類
申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類	○前3事業年度の財務状況を明らかにできる書類。ただし、今年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財務状況を明らかにできる書類（財産目録等）。
申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類	○前3事業年度の事業内容を明らかにできる書類。ただし、今年度に設立された法人等にあつては、今年度の事業内容を明らかにできる書類。
当該法人等の概要（生涯学習センターの管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類	○様式4によること。 ○組織及び運営に関する次の事項を記載した書類 本社及び事務所所在地、資本金、従業員数、経営理念・運営方針、沿革、組織図、業務内容並びに主たる事業の実績 ※既存資料で当該内容が記載されている場合は別紙として添付し、様式の記載に変えることができる。
当該法人等の役員名簿	○申請書の提出日現在で、役職名、氏名（ふりがなを付すこと。）、住所及び生年月日の記載のあるもの。
都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類	○所在地の都道府県税事務所長及び税務署長が発行する納税証明書（ただし、平成30年6月1日以降に交付されたものに限る。）
上記提出書類のうち該当のないものについての申立書	○上記提出書類のうち、該当のないものがある場合のみ提出。
指定申請に係る宣誓書	○様式5によること。
ネーミングライツに係る申出書	○様式6によること。
グループ協定書の写し	○グループによる申請の場合のみ提出。

○本施設を管理運営するために新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。なお、その法人の設立母体となる法人等の11の(3)のイからサまでの書類を提出すること。この場合において、指定管理者の候補者に選定されたときは、当該法人の法人登記事項証明書及び認証済み定款を、速やかに提出すること。

(様式1)

指定管理者指定申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

申請者

郵便番号  
主たる事務所  
の所在地  
法人等の名称  
代表者氏名  
電話番号



鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、鳥取県立生涯学習センターの指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

〔構成団体〕

(※他の法人等と共同により申請を行う場合は、その法人等の住所、名称、代表者氏名を記入すること。)

〔添付書類〕

- 1 生涯学習センターの委託業務に関する事業計画書〔様式2〕
- 2 生涯学習センターの委託業務に関する収支計画書〔様式3〕
- 3 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- 4 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
- 5 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
- 6 当該法人等の概要を記載した書類〔様式4〕
- 7 当該法人等の役員名簿（氏名にふりがなが付され、かつ、住所・生年月日が記載されたもの）
- 8 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類
- 9 上記提出書類のうち該当のないものについての申立書
- 10 指定申請に係る宣誓書〔様式5〕
- 11 ネーミングライツに係る申請書〔様式6〕（提案がある場合のみ）
- 12 グループ協定書の写し（グループ申請の場合のみ）

(様式2)

生涯学習センターの委託業務に関する事業計画書

(法人等の名称 )

〔記載上の注意〕

※用紙はA4版縦、書式は自由とします。必要であれば図表の添付は可能です。

※ページ数は適宜追加して差し支えありません。

※当該事業計画について、申請後差し替えは認めないので、内容を十分に吟味して記載してください。

1 生涯学習の普及振興に関する基本的な考え方

(1) 生涯学習センターの指定管理者を希望する理由

(2) 生涯学習の普及振興に関する基本方針

(3) 生涯学習の振興を図るための学習相談の実施計画

(4) 県内生涯学習団体への支援の実施計画

(5) 団体交流室入居団体への支援の実施計画

(6) 生涯学習展示コーナーの企画・運営計画

(7) ふれあい文庫の充実に向けた企画・運営計画

(8) 生涯学習センター施設を活用しての、県民の生涯学習の振興を図るための自主事業の実施計画

(9) とっとり県民カレッジ講座の企画、運営計画

(10) 生涯学習情報の提供に関する業務の実施計画

(11) 生涯学習センターの利用促進を図るための業務の実施計画

(注) 次の事項を加味して記載すること。

・生涯学習に取り組む個人・団体等の交流促進を行うための具体的な提案

- ・県内社会教育関係団体等との信頼関係の構築及び連携促進を行うための具体的な提案

(12) 過去の生涯学習・社会教育に関する事業実施実績

2 管理運営の基本的な考え方

(1) 管理運営の方針

(注) 公平な利用の確保、利用者へのサービス、収入確保と経費の節減、県との連携確保などの方針について記載すること。

(2) 他の施設管理の実績

(注) 公の施設、同種の施設等の管理をしている場合には、当該施設名等を記載すること。

3 県教育委員会との連携調整に係る基本的な考え方

(1) 県教育委員会が行う事業に対する優先利用の確保策

(2) 県教育委員会との連携及び調整方策

4 管理の基準・サービスの提供内容

(1) 開館時間の考え方と設定内容

(2) 休館日の考え方と設定内容

(3) 利用料金表とその考え方

(4) 利用料金の減免基準とその考え方

(5) 施設設備の維持管理、衛生環境確保に向けた考え方

(注) 利用者の快適で安全な利用及び施設設備の長期安定使用のための維持管理の考え方・対応について記載すること。

(6) 外部委託の考え方



(注) 管理業務の一部を外部委託する場合には、その業務内容及び委託先選定方法など、外部委託の考え方を記載すること（グループによる応募の場合も同様）。

#### (7) 自動販売機設置の考え方

(注) 現に設置しているものを含め自動販売機を設置する計画があれば、設置台数、種類、設置場所等を記載すること。

#### (8) レストラン設置の考え方

(注) 自主又は委託の別、洋・和風の別、営業時間、料金設定等を記載すること。また、現に利用許可している事業者の扱い等について記載すること。

#### (9) パソコン研修室の活用方策

(注) パソコン研修室そのものについて有効活用する計画について記載すること。  
(パソコン研修室として使用する場合にはパソコン等を整備する必要がある)

#### (10) 施設利用者へのサービスの向上策

(注) 施設利用者へ提供できるサービスの向上策があれば記載すること。

#### (11) 個人情報の保護への対応

(注) 生涯学習センターの利用者等の個人情報の管理体制や考え方について記載すること。

#### (12) 情報の公開への対応

(注) 生涯学習センターの管理に係る情報の公開に対する考え方について記載すること。

### 5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

#### (1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

#### (2) 緊急時の体制・対応

#### (3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

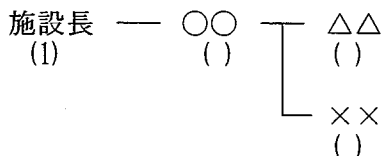
### 6 利用者等の要望の把握及び対応方針

## 7 組織及び職員の配置等

### (1) 管理運営の組織

(注) 指揮命令系統がわかるもので、配置する職員数を( )書で併記すること。  
実施体制の考え方、施設長の人選についての考え方などを記載すること。

[組織図の記載の参考例：別紙でも可]



### (2) 職員の職種等

(注1) 組織図に記載された職員すべてについて、雇用関係（常勤職員、非常勤職員、臨時職員、パート職員、委託職員等）、月勤務日数、担当する業務、年間の人件費見込額（法定福利費等を含む一切のもの）を記載すること。

(注2) 人件費の合計額(A)は、収支計画書〔様式3〕の平成31年度人件費の額と一致させること。

(注3) 次の資格を有する者の資格等欄に当該資格名を記載すること。

・防火管理者、特別管理産業廃棄物管理責任者

(注4) 実際の運営に当たっては、ここで示された人数を下回ることはできないこと。

[職種等の記載の参考例]

職種（職名）	雇用関係	月勤務日数	担当する業務内容	資格等	現在の職員の継続雇用の可否	人件費（千円）
計						(A)

### (3) 現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針

(注) 熟練した人材の確保・利用者サービスの継続性、施設従業者の雇用の安定の観点から、現在、生涯学習センターの管理運営に従事している職員のうち、引き続き当該業務に従事することを希望する職員の雇用について配慮することとし、継続雇用についての考え方を記載すること。

### (4) 日常の職員配置

(注) 1日の標準的な職員配置（勤務時間帯と職種がわかるもの）とその考え方を記載すること。

[職員配置の記載の参考例：別紙でも可]

配置場所	職員配置の時間帯	職 名				
管理事務室（受付）	～					
	～					
学習相談	～					
	～					
機械電機設備の操作及び利用者指導	～					
	～					
館内警備	～					
	～					
自動体外式除細動器（AED）対応	～					
	～					
その他	～					
	～					

(5) 人材育成

(注) 待遇、経理などに関する人材育成及び担当職員の業務水準の維持、向上させる方策について、記載すること。

(注) 指定管理者が職員研修への協力を県に求めるときは、県は教育資材の貸し出し等可能な範囲で支援するものとする。

(6) 各構成団体の役割、経費に関する責任分担等に関する事項

(注) 複数の法人等による応募の場合は、構成団体間で定める協定書（経営の基本事項）の内容について、記載すること。

（グループ代表者の権限、構成員の役割、経費に関する連帯責任の割合など）

(7) 障がい者又は高齢者の雇用計画

(注) 障がい者及び高齢者（65歳以上）の雇用計画について、職種、雇用関係、雇用人数等の計画を記載すること。

〔雇用計画の記載の参考例：別紙でも可〕

区分	職種（職名）	雇用関係	月勤務日数	従事する業務内容	人数	備考
障がい者						
	計					
高齢者						
	計					

8 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況  
（募集の受付期間の最終日から起算して3年前の日までの間）

(注) 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働組合法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法、電気事業法、消防法、浄化槽法、水質汚濁防止法、食品衛生法、その他施設の維持管理・運営に係る法令について記載すること。

9 委託、工事請負の発注予定

(1) 発注予定

(注) 指定期間中に予定する委託、工事請負の発注の予定を、可能な範囲内で記載すること。なお、原則として県内事業者が発注しなければならないが、納入・受注できる業者が県内にないなどの特段の事情により県外事業者が発注する必要

があるときはその理由を記載すること。

〔委託、工事請負発注予定の記載の参考例：別紙でも可〕

種別	内容	期間	金額 (概算)	発注先	選定 方法	県外事業者へ発注する 必要がある場合はその理由
				県内・県外		
				県内・県外		
				県内・県外		

(2) 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定

(注) 指定期間中に予定する障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注の予定を、可能な範囲内で記載すること。なお、原則として県内事業者に発注しなければならないが、納入・受注できる業者が県内にないなどの特段の事情により県外事業者に発注する必要があるときはその理由を記載すること。(障がい者就労施設からの単なる物品の購入は記載する必要はない。)

〔委託の記載の参考例：別紙でも可〕

種別	内容	期間	金額 (概算)	発注先	選定 方法	県外事業者へ発注する 必要がある場合はその理由
				県内・県外		
				県内・県外		
				県内・県外		

10 法人等の社会的責任の遂行状況

(1) 障がい者雇用

(注) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき、事業主は、一定の割合(法定雇用率)の障がい者を雇用することとされている。一般の民間企業は、法定雇用率2.2%が適用されており、常用労働者数45.5人以上の企業で、1人以上の障がい者を雇用しなければならないこととなる。

〔申請書の提出時点において該当する項目に  点を付してください〕

ア 常用労働者数45.5人以上の事業者であり、

法定雇用率を達成している。

(平成30年6月1日現在で管轄公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付すること。)

法定雇用率を達成していない。

イ 常用労働者数が45.5人未満の事業者であり、

障がい者(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)を雇用している。  
(障がい者雇用を証明できる書類を添付すること)

障がい者を雇用していない。

(2) 男女共同参画推進企業の認定

(注) 男女共同参画推進企業：鳥取県男女共同参画推進企業認定要綱(平成16年2月9日男女第250号)により認定された事業所

〔申請書の提出時点において該当する項目に  点を付してください〕

男女共同参画推進企業に認定されている。(認定証の写しを添付すること。)

男女共同参画推進企業に認定されていない。

その他の国又は地方公共団体の男女共同参画に関する類似制度の認定等を受けている。(認定証等の写しを添付すること。)

(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS)Ⅰ種又はⅡ種規

## 格認証等

- (注) 鳥取県版環境管理システム審査登録制度 (TEAS)
- : 鳥取県版環境管理システム審査登録要綱 (平成19年7月9日施行) により企業等の環境配慮活動を審査登録する制度。なお、TEAS I種及びII種規格については、鳥取県の認定する審査登録機関が、当該要綱に基づき審査登録を実施。

[申請書の提出時点において該当する項目に  点を付してください]

ISO14001又はTEAS I種規格又はII種規格に基づく環境管理システムについて

- 認証登録されている。(登録証等の写しを添付すること。)
- 認証登録されていない。
- その他の環境配慮に関する類似制度の認定等を受けている。(認定証等の写しを添付すること。)

### (4) 家庭教育推進協力企業としての協定締結

- (注) 家庭教育推進協力企業制度
- : 企業・従業員をあげて家庭教育の充実に向けた職場環境づくりのため、自主的に取り組んでいただける企業 (協力企業) と鳥取県教育委員会が協定を結び、協力しながら鳥取県の家庭教育を推進しようとする制度

[申請書の提出時点において該当する項目に  点を付してください]

- 家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結している。(協定書の写しを添付すること。)
- 家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結していない。

### (5) あいサポート企業等の認定

- (注) あいサポート企業等
- : あいサポート運動実施要綱 (平成23年4月1日第201100000830号) により認定された企業又は団体

[申請書の提出時点において該当する項目に  点を付してください]

- あいサポート企業等に認定されている。(認定証の写しを添付すること。)
- あいサポート企業等に認定されていない。
- その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている。(認定証等の写しを添付すること。)

## 1.1 その他の計画等

### (1) 管理業務の移行計画

- (注) 平成31年4月1日から業務を移行するに当たっての団体の移行計画 (組織体制の確保、職員研修計画、現管理受託者からの業務引継、円滑な管理をしていく上で法人等の現状の課題と対応策等) について記入してください。

(2) その他 (特記すべき事項があれば記入してください。)

(様式)

指定申請に係る申立書

年 月 日

鳥取県教育委員会

様

郵便番号  
主たる事務所  
申請者 の所在地  
法人等の名称  
代表者氏名  
電話番号

印

鳥取県立生涯学習センターの指定管理者の指定申請に当たり、次の書類については、該当がないことを申し立てます。

記

1

2

3

・  
・  
・  
・

(参考例) 必要に応じ、条項を追加するなどして使用すること。

鳥取県立生涯学習センター施設の管理運営に関する共同企業体協定書

株式会社□□□□□ (以下「甲」という。) と株式会社△△△△△ (以下「乙」という。) は、鳥取県立生涯学習センター施設 (以下「生涯学習センター」という。) の指定管理による管理運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 甲及び乙は、生涯学習センターを共同連帯して管理運営するため、共同企業体を構成するものとする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、▽▽▽▽▽ (以下「共同企業体」という。) と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同企業体は、事務所を鳥取県\_\_\_\_\_に置く。

(代表者の名称)

第4条 当共同企業体は、甲を代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 甲は、生涯学習センターの指定管理業務の履行に関し、当共同企業体を代表して権限を執行することとし、その権限は次のとおりとする。

- (1) 管理運営全般の統括
- (2) 鳥取県及び監督官庁等との折衝
- (3) 共同企業体の管理運営に係る経費、会計処理に関する事項

(業務の期間及び協定の効力等)

第6条 本協定に係る指定管理業務の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

2 当共同企業体は、本協定を締結した日に成立し、指定管理業務の指定期間満了後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

3 前項の規定にかかわらず、当共同企業体が第1項の期間に生涯学習センターの指定管理者とならないことが判明したときは、その判明したときをもって清算し、本協定の効力を失うものとする。

(権利義務の譲渡制限)

第7条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務分担)

第8条 共同企業体において、甲及び乙が分担する業務は次のとおりとする。

甲	乙
①管理運営の統括	①
②	②
③	③
④	④
・	・

(経費責任)

第9条 当共同企業体の生涯学習センターの管理運営に係る経費については、甲の責任において処理するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 主たる事務所の所在地  
法人等の名称 印  
代表者氏名

乙 主たる事務所の所在地  
法人等の名称 印  
代表者氏名



(別紙様式)

指定管理者募集要項等に関する質問票  
(鳥取県立生涯学習センター)

平成 年 月 日

法人等名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

(電話 \_\_\_\_\_ )

(ファクシミリ \_\_\_\_\_ )

(メールアドレス \_\_\_\_\_ )

募集要項、仕様書又は資料等の該当項目	質 問 内 容

整理番号 \_\_\_\_\_

(様式3)

鳥取県立生涯学習センターの委託業務に関する収支計画書

法人等の名称( )

(単位:千円)

		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	備考	
収入項目	利用料金収入							
	その他の収入							
	県委託料							
収入合計(A)								
支出項目	人件費							
	人件費							
	維持管理費	消耗品費 等						
	事業費							
支出合計(B)								

(注1) 事業費については、維持管理業務及び人件費以外に行う各事業を事業ごとに記載すること。

(注2) 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

(注3) 各年度ごとの収支計画は別紙(様式3-1)に記入すること。

(様式3-1)

平成 年度鳥取県立生涯学習センターの委託業務に関する収支計画書

団体の名称( )

(単位:千円)

		内訳	金額
収入項目	利用料金収入		
	その他の収入		
	県委託料		
収入合計(A)			
支出項目	人件費	人件費	
		消耗品費 等	
	維持管理費		
事業費			
支出合計(B)			

- (注1) 各年度ごとの事業に合わせて、収支計画書を作成すること。
- (注2) 事業費については、維持管理業務及び人件費以外に行う各事業を事業ごとに記載すること。
- (注3) 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。
- (注4) 「内訳」欄には、各項目に、適宜小項目を設け、当該小項目ごとの金額を記載すること。

(様式4)

法人等の概要について

項目	内 容
名 称	(注) 主たる事務所と県内にある事務所(支店、営業所等)が異なるときは、それぞれその名称を記載すること。
所在地	(注) 主たる事務所と県内にある事務所(支店、営業所等)が異なるときは、それぞれその所在地を記載すること。
設立年月日	
代表者名	(注) 役職名も記載してください。
資本(出資)金	
職員数	総数 人(常勤 人、非常勤等その他 人)
うち県内	総数 人(常勤 人、非常勤等その他 人)
経営方針	
主要業務	
生涯学習センターの管理運営に配置可能な人員等	

〔連絡先〕

担当部署名		担当者名	
電話番号		FAX番号	
E-mail			

(様式5)

指定申請に係る宣誓書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

申請者 主たる事務所  
の所在地  
法人等の名称  
代表者氏名



鳥取県立生涯学習センターの指定管理者の指定申請を行うに当たり、法人等及び役員（複数の法人等による共同申請の場合は、その構成団体を含む。）が下記の事項に該当しないことを宣誓します。

また、下記の6に該当しないことの確認のため、鳥取県警察本部に照会がなされることに同意します。

なお、本宣誓書の内容及び鳥取県への提出については、関係者の同意を得ています。

記

〔構成団体〕

(※他の法人等と共同により申請を行う場合は、その法人等の名称を記入すること。)

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本県から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。
- 2 本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他一定の期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。
- 3 募集の受付期間の最終日から起算して1年前の日までの間に労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。
- 5 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、次の（1）から（6）までのいずれかの事実があるものをいう。）でないこと。
  - (1) 暴力団員を経営幹部とすること。
  - (2) 暴力団員を雇用すること。
  - (3) 暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること。
  - (4) 暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に委託業務を再委託すること。
  - (5) 暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。
  - (6) 経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。

- 7 鳥取県議会の議員、知事、副知事、教育長、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する県の職員、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人等（境港管理組合を除く。）でないこと。[※新たな法人等を設立して申請する場合で、設立母体となる法人等がこの様式を使用する場合は、当該項目を削除すること。]
- 8 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第4条第4項の規定による応募資格を満たさない指定取消法人等の代表者が役員等に就任している法人等でないこと。

(様式6)

ネーミングライツに係る申出書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

郵便番号  
主たる事務所の  
申出者 所在地  
法人等の名称 印  
代表者氏名

鳥取県立生涯学習センターのネーミングライツについて、下記のとおり申出します。

なお、併せて提出する指定管理者指定申請書のとおり下記の指定管理者応募事業者が指定管理者に指定された場合は、提案を履行することを誓約します。

名 称	
所 在 地	
主要業務	
金 額	円/年(消費税別途)
愛 称 案	
指定管理者応募事業者	

〔連絡先〕

担当部署名		担当者名	
電話番号		F A X 番号	
E-mail			

(添付書類)

命名権者の活用に係る提案を記載した書面(任意様式)

## 生涯学習センターの施設概要

NO. 1

区分	階別	室名	平成30年度の現状			課題及び平成31年度以降の方針	教育委員会専用部分	
			面積㎡	定員人	主要設備内容・課題等			
本館棟	地階	機械室	132.00			現状維持		
		電気室	57.64					
		発電機室	22.73					
		ポンプ室(2)	101.06					
		倉庫	39.47					
		配管トレンチ	52.79					
		廊下	43.98					
		階段(2)	16.12					
	1階	本館	風除室	12.63			現状維持	
			エレベーターホール ロビー	197.41				
			階段(2)	49.41				
			廊下	116.56				
			エレベーター	13.57				
			ダクト(2)	13.78				
			便所	6.15				
倉庫(2)			5.68					
管理事務所			53.08					
ふれあい文庫			40.02					
軽食・喫茶室			93.35					
厨房			38.13					
更衣室			4.49					
別棟		小研修室(和)1	37.37	18	座机	指定管理期間中に、利用・管理の状況が変更となる可能性がある。	○	
		小研修室(和)2	37.37	18	座机		○	
		東部教育局 会議室 1	38.50					
		東部教育局 会議室 2	38.60					
	廊下	45.16						
	玄関ホール	17.60						
	湯沸	1.98						
	便所	13.82						
	リネン室	5.43						
	階段	7.19						



区分	階別	室名		平成30年度の現状			課題及び平成31年度以降の方針	教育委員会専用部分
				面積㎡	定員人	主要設備内容・課題等		
本館棟	2階	本館	中研修室 5	71.82	30	フローリング、鏡、スクリーン	現状維持	
			中研修室 4	71.82	30	フローリング、鏡		
			小研修室 4	35.91	24	ホワイトボード、スクリーン、長机、いす		
			館長室	36.94				
			ホール	28.50				
			階段(2)	44.08				
			廊下	126.08				
			エレベーター	12.50				
			便所	25.53				
			湯沸	3.12				
			ダクト(2)	13.40				
			東部教育局倉庫	4.08				
	別棟	東部教育局	164.85			指定管理期間中に、利用・管理の状況が変更となる可能性がある。	○	
		東部教育局印刷室	5.60				○	
		湯沸	1.98				○	
		便所	9.45				○	
		階段	16.57				○	
		廊下	32.01				○	
	3階		団体交流室1	143.64			東側倉庫は団体交流室4の入居団体が使用 西側倉庫は団体交流室1の入居団体が使用	
			団体交流室2	35.91				
団体交流室3			55.37					
団体交流室4-1			88.27					
団体交流室4-2			14.94					
図書資料室			16.07					
団体印刷室			17.96					
倉庫(2)			21.66					
編集会議室			35.91			現状維持		
ダクト			13.78					
湯沸			3.12					
エレベーター			13.50					
ホール			28.50					
廊下			81.40					
便所	29.65							
階段(2)	44.08							

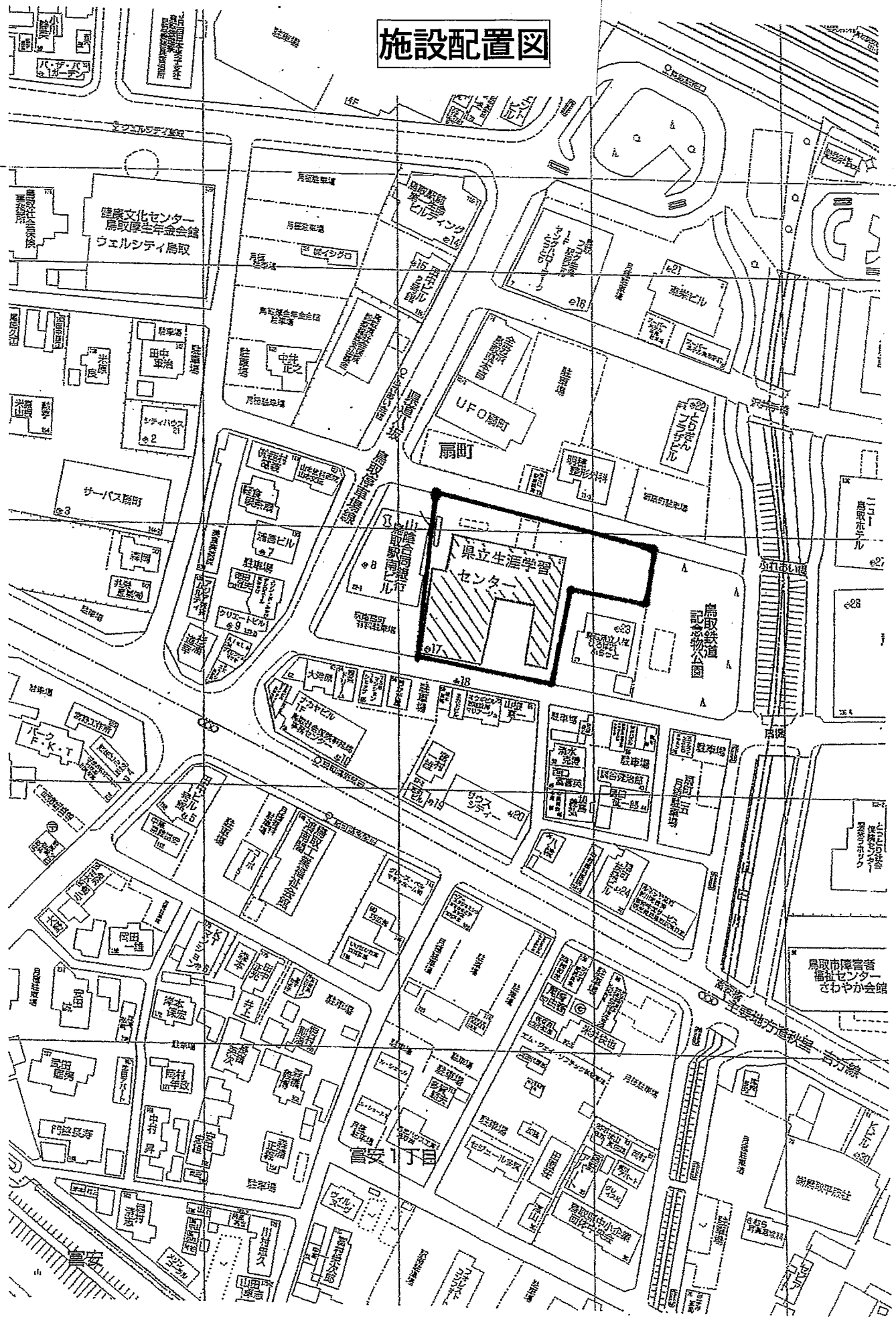
区分	階別	室名	平成30年度の現状			課題及び平成31年度以降の方針	教育委員会専用部分	
			面積㎡	定員人	主要設備内容・課題等			
本館棟	4階	中研修室 1	53.87	30	ホワイトボード、スクリーン、長机、いす	現状維持		
		中研修室 2	53.87	30	〃			
		中研修室 3	53.87	30	〃			
		小研修室 1	35.91	24	〃			
		小研修室 2	35.91	24	〃			
		小研修室 3	35.91	24	〃			
		大研修室	89.78	60	ホワイトボード、スクリーン、長机、いす、マイク設備			
		倉庫	17.96					
		談話コーナー・授乳室	35.91					
		倉庫(2)	21.66				東側倉庫は団体交流室1の入居団体が使用	
	湯沸	3.22			現状維持			
	エレベーター	13.57						
	ホール	28.64						
	廊下	81.73						
	便所	25.42						
	階段	44.40						
	ダクト	14.01						
	5階	講義室	196.05	120		ホワイトボード、テレビ、ビデオ・DVDデッキ、マイク設備、プロジェクター、長机、いす	現状維持	
		中研修室(スタジオ・音楽室)	71.82	30		ピアノ、照明器具、長机、いす		
		調整室・映写室	83.75			調整室は教育委員会と共用		
パソコン研修室		53.87	20					
ホール		34.77						
廊下		102.82						
便所		29.79						
階段(2)		44.40						
ダクト(2)		11.58						
湯沸	3.22							
エレベーター	13.57							

区分	階別	室名	平成30年度の現状			課題及び平成31年度以降の方針	教育委員会専用部分
			面積㎡	定員人	主要設備内容・課題等		
本館棟	塔屋	機械室(2)	113.38			現状維持	
		エレベーター機械室	24.08				
		階段(2)	24.12				
ホール	1階	夫ホール	548.39	487 (内車椅子 席3)	各種音響、照明設備、音響 マイク	現状維持	
		控室(2)	35.64				
		倉庫(2)	22.94				
		便所(2)	38.13				
		便所(中2F)	32.46				
		ホワイエ	94.00				
		ホワイエ(中2F)	82.06				
		廊下	23.04				
	車庫	32.80					
	2階	映写室(中3F)	37.38			現状維持	
		調光室(中3F)	19.26				
		音響室(中3F)	19.29				
		廊下(中3F)	9.35				
自転車置場			68.06			現状維持	

## 備考

教育委員会専用部分については、県教育委員会がその使用方法を決定することとし、その他の部分の使用方法について指定管理者の権限に委ねるものとする。

# 施設配置図



## 資料2

### 鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。  
(平元条例14・平17条例90・一部改正)

#### (設置)

第2条 生涯学習の振興に資するため、鳥取県立生涯学習センター(以下「生涯学習センター」という。)を鳥取市に設置する。  
(平元条例14・一部改正)

#### (指定管理者による管理)

第3条 教育委員会は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、生涯学習センターに係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 生涯学習センターの施設設備の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、生涯学習センターの管理に関する業務のうち、知事及び教育委員会のみ  
の権限に属する事務を除く業務

(平元条例14・平17条例90・一部改正)

#### (指定管理者の管理の期間)

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(平17条例90・追加、平20条例8・一部改正)

#### (指定管理者の選定基準)

第5条 教育委員会は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第4条第1項の規定による申請があつたときは、同条例第5条第1号から第3号までの基準によるほか、次に掲げる基準によって同条の審査を行うものとする。

- (1) 指定管理者が、教育委員会が行う事業における生涯学習センターの優先的な利用を確保するとともに、教育委員会と連携及び調整をとり、生涯学習センターの利用促進を図ること。
- (2) 生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興を図ること。
- (3) その他教育委員会が生涯学習センターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

(平17条例90・追加、平18条例53・一部改正)

#### (開館時間及び休館日)

第6条 生涯学習センターの開館時間は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

2 生涯学習センターの休館日は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

(平17条例90・追加)

#### (利用の許可)

第7条 生涯学習センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 生涯学習センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 国、地方公共団体、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体、一般社団法人、一般財団法人及び特定非営

利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人以外の者が、物品の販売、あっせん、寄附金その他の金品の募集又は勧誘行為を行うために生涯学習センターの施設設備を利用しようとするものであるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、生涯学習センターの管理上支障があるものとして教育委員会規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、生涯学習センターの管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(平元条例14・一部改正、平17条例90・旧第4条線下・一部改正、平20条例58・一部改正)

(行為の制限等)

第8条 生涯学習センターにおいては、次の行為をしてはならない。

(1) 生涯学習センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、生涯学習センターへの入館を拒み、又は生涯学習センターからの退去を命ずることができる。

(平17条例90・追加)

(措置命令)

第9条 指定管理者は、生涯学習センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(平17条例90・追加)

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 前条の命令に従わないとき。

(3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

(4) 利用許可の条件に違反したとき。

(5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習センターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(平17条例90・追加)

(利用料金)

第11条 生涯学習センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(平元条例14・一部改正、平17条例90・旧第5条線下・一部改正)

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(平17条例90・旧第6条線下・一部改正)

(教育委員会規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、生涯学習センターの管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

(平元条例14・一部改正、平17条例90・旧第8条線下)

附 則

この条例は、昭和54年12月15日から施行する。

附 則(昭和58年条例第16号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則(平成元年条例第 14 号)  
この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。  
附 則(平成 4 年条例第 14 号)抄  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則(平成 8 年条例第 12 号)抄  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則(平成 9 年条例第 11 号)抄  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則(平成 17 年条例第 90 号)  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)
- 2 改正後の鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第 3 条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。  
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。  
附 則(平成 18 年条例第 53 号)抄  
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
附 則(平成 20 年条例第 8 号)  
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせることとした同項に規定する指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。  
附 則(平成 20 年条例第 58 号)  
この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

資料3 生涯学習センター収支状況

(単位:千円)

区 分		31年度積算	28年度実績	29年度実績	30年度計画	備考
収入		106,564	102,104	101,650	103,589	
特別 会計 一般	利用料収入		14,909	14,401	15,373	
	取扱手数料収入	14,885	768	823	789	
	雑収入・繰越金等		8	7	1,008	
	県指定管理料	91,679	86,419	86,419	86,419	
支出		106,564	101,179	99,210	103,589	
特別 会計	管理費	93,883	89,675	88,918	88,750	
	人件費	57,470	47,035	44,894	47,863	
	旅費		221	471	427	
	消耗品費		3,641	2,760	2,006	
	燃料費		19	14	19	
	食糧費		6	6	6	
	印刷製本費		142	321	228	
	光熱水費	36,413	10,928	12,085	13,022	
	修繕費		5,759	5,940	3,113	
	役務費		1,547	2,128	1,380	
	委託料		13,323	13,299	13,740	
	使用料及び賃借料		3,205	3,229	3,236	
	負担金		89	87	52	
	公課費		3,760	3,684	3,658	
	事業費	12,681	10,009	8,931	12,339	
	賞金・共済費				0	
	報償費		304	376	586	
	旅費		30	49	246	
	消耗品費・燃料費		661	1,556	890	
	食糧費	12,681	54	39	64	
	印刷製本費		2,424	2,485	3,430	
	役務費		1,853	1,598	2,183	
	委託料		4,202	2,406	4,347	
	使用料及び賃借料		481	422	593	
	予備費				500	
			0	1,495	1,361	2,000
一般 会計	給与費	0	839	831	897	
	職員人件費・共済費		839	831	897	
	事務費	0	656	530	1,103	
	会議費		10	10	29	
	諸謝金			5	70	
	旅費		92	139	370	
	需用費等		331	98	272	
	役務費		99	150	234	
	委託料				14	
	使用料及び賃借料		11	0	28	
	負担金		10	10	13	
公課費		103	118	73		



## 資料 4

## 生涯学習センターの利用者数等の実績

平成28年度

区分		社会教育活動のための利用		社会教育活動以外 のための利用		会館事業のた めの利用		合計	
		利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数
ホール	全体	184	2	11,226	84	1,639	23	13,049	109
	うち減免	184	2	3,562	27	1,639	23	5,385	52
講義室	全体	50	1	8,069	176	444	13	8,563	190
	うち減免	50	1	1,280	28	444	13	1,774	42
パソコン研修室	全体	12	1	1,076	150	49	5	1,137	156
	うち減免	12	1	78	6	49	5	139	12
大研修室	全体	144	6	6,118	226	187	4	6,449	236
	うち減免	144	6	561	20	187	4	892	30
中研修室	全体	423	35	20,506	1,951	622	25	21,551	2,011
	うち減免	398	34	956	54	622	25	1,976	113
小研修室(洋室)	全体	147	15	16,401	1,987	705	28	17,253	2,030
	うち減免	147	15	967	81	705	28	1,819	124
小研修室(和室)	全体	34	4	4,685	594	73	8	4,792	606
	うち減免	34	4	129	7	73	8	236	19
ロビー・ホワイエ	全体	0	0	0	19	0	237	0	256
	うち減免	0	0	0	17	0	237	0	254
編集会議室	全体	640	95	18	2	0	0	658	97
	うち減免	640	95	18	2	0	0	658	97
合計	全体	1,634	159	68,099	5,189	3,719	343	73,452	5,691
	うち減免	1,609	158	7,551	242	3,719	343	12,879	743

平成29年度

区分		社会教育活動のための利用		社会教育活動以外 のための利用		会館事業のた めの利用		合計	
		利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数
ホール	全体	0	0	6,748	54	1,216	19	7,964	73
	うち減免	0	0	1,522	12	1,216	19	2,738	31
講義室	全体	0	0	8,845	203	521	17	9,366	220
	うち減免	0	0	1,077	21	521	17	1,598	38
パソコン研修室	全体	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち減免	0	0	0	0	0	0	0	0
大研修室	全体	9	1	6,771	269	217	5	6,997	275
	うち減免	9	1	553	23	217	5	779	29
中研修室	全体	316	29	25,671	2,398	680	37	26,667	2,464
	うち減免	290	27	999	59	680	37	1,969	123
小研修室(洋室)	全体	63	6	17,382	2,310	665	30	18,110	2,346
	うち減免	58	5	1,008	74	665	30	1,731	109
小研修室(和室)	全体	12	2	6,539	690	89	10	6,640	702
	うち減免	12	2	75	7	89	10	176	19
ロビー・ホワイエ	全体	0	0	50	1	486	222	536	223
	うち減免	0	0	0	0	486	222	486	222
編集会議室	全体	489	71	35	3	70	3	594	77
	うち減免	489	71	35	3	70	3	594	77
合計	全体	889	109	72,041	5,928	3,944	343	76,874	6,380
	うち減免	858	106	5,269	199	3,944	343	10,071	648

## 資料 5

## 団体交流室等利用団体及び目的外使用許可事業者等の一覧

## 1 現在利用許可している団体交流室利用団体

## 団体交流室 1

利用団体名	利用人数	利用面積	使用許可期間	現在の使用料の額	備考
鳥取県PTA協議会	3人	9.9 m <sup>2</sup>	単年度	利用料 〈年額〉 282,850円	専用机 利用
鳥取県高等学校PTA 連合会	2人	6.6	"	〈積算〉 1,360円×50m <sup>2</sup> ×12月×(1-2/3)	"
鳥取県連合婦人会	2人	6.6	"	冷暖房料 〈年額〉	"
鳥取県連合青年団	2人	6.6	"	冷暖房実績により算出 〈積算〉	"
ガールスカウト日本連 盟鳥取県支部	1人	3.3	"	1,360円×50m <sup>2</sup> × 冷暖房日数 月総日数	"
鳥取県子ども会育成連 絡協議会	2人	6.6	"	その他 光熱水費、清掃代、塵 芥処分代、電話代等は 実績により徴収	"
鳥取県文化団体連合会	3人	9.9	"		"
計 7団体	15人	49.5			

## 団体交流室 2、3、4

利用団体名	利用面積	使用許可期間	現在の使用料の額	備考
公益財団法人鳥取県教育文化財団	35.91 m <sup>2</sup>	単年度	利用料減免2/3 光熱水費、清掃代、 塵芥処分代、電話代等 は実績により徴収	団体交流 室2 建物
社会福祉法人鳥取県身体障がい者福 祉協会	55.37 m <sup>2</sup>	単年度	利用料徴収しない 光熱水費、清掃代、 塵芥処分代、電話代等 は実績により徴収	団体交流 室3 建物
公益財団法人鳥取県国際交流財団	103.21 m <sup>2</sup>	単年度	利用料減免2/3 光熱水費、清掃代、 塵芥処分代、電話代等 は実績により徴収	団体交流 室4 建物

## 2 現在利用許可している自動販売機

利用団体名	利用内容	利用面積	使用許可期間	現在の使用料の額	備考
戸信(株)	自動販売機 設置2台 回収ボック ス	2.4 m <sup>2</sup>	26.6.1 ~31.3.31	利用料 〈年額〉 29,880円 〈積算〉 830円×3m <sup>2</sup> ×12月 取扱手数料 自動販売機による 売 上額の40% 電気代は実績により徴 収	建物

### 3 現在のレストランの利用許可の状況

利用団体名	利用内容	利用面積	使用許可期間	現在の使用料の額	備考
中村忠明	厨房	71.31 m <sup>2</sup>	30.4.1 ~31.3.31	利用料 <月額>29,880円 <積算> 830円×72m <sup>2</sup> ×(1-1/2) 光熱水費、電話代等は 実績により徴収	建物

### 4 現在の行政財産の目的外使用許可の状況

利用団体名	利用内容	利用面積	使用許可期間	備考
西日本電信電話（株）鳥取支店、	共架線（電柱1本）	—	H29.4.1~H34.3.31	土地
日本海ケーブルネットワーク（株）	共架線（電柱1本）	—	H29.4.1~H34.3.31	
中国電力（株）鳥取営業所	コンクリート柱1本	—	H30.4.1~H35.3.31	
	電柱1本 支線1本	—	H27.4.1~H32.3.31	

## 平成27年度 修繕等実績

(単位:円)

月	件数	主な修繕等実績	金額
4月	1件	リソグラフ印刷機修理	7,560
		計	7,560
5月	1件	小研修室(1)・5階廊下の回転窓の修理	105,840
		計	105,840
6月	0件	会館が実施した修繕等は無し。	
		計	0
7月	2件	4階多目的トイレ修理	14,310
		4階女子トイレ ヒンジ交換	14,256
		計	28,566
8月	3件	ホール男子・女子トイレの壁修繕	118,800
		冷却塔ファンモーター修理	94,500
		2階棟2階湯沸室流し台床ほか修理	44,280
		計	257,580
9月	2件	駐車場監視カメラレンズカバー交換	25,488
		ホールグランドピアノ鍵盤修理	54,000
		計	79,488
10月	1件	2階棟2階流し台排水ホース修理	8,856
		計	8,856
11月	2件	舞台機構バック幕補修	270,000
		1階男子トイレ手洗い自動水栓修理	9,180
		計	279,180
12月	1件	グランドピアノ鍵盤修理	205,200
		計	205,200
1月	8件	中研修室(4)ドア修理	8,586
		2階棟1階トイレ手洗器漏水修理	10,260
		ひかり電話切替改修	86,400
		パソコン研修室インターネット環境改修	187,920
		ホール控室トイレ改修	364,932
		団体交流室3のネットワーク改修	49,464
		小研修室(映写室)天井改修	48,600
		小研修室(4)防音壁改修	105,840
計	862,002		
2月	6件	1階ロビー照明器具改修	206,280
		本館棟屋上防水改修	442,800
		ホール調整室前室屋根改修	54,000
		団体交流室3の電話改修	70,200
		舞台照明設備部品交換	495,504
		東階段クロス張替修繕	496,800
		計	1,765,584

3月	12件	2階パソコン研修室床改修	496,800
		1階男子トイレ・女子トイレ ジェットタオル改修	15,120
		地下室避難口誘導灯改修	51,840
		吸収冷温水機パラジウムセル取替	486,000
		舞台照明器具修理(ワイヤレスリモコン)	56,160
		ホールモニター改修	348,840
		5階映写室ダウンライト改修	14,040
		屋上タラップ改修	92,664
		4階廊下壁改修	369,792
		パソコン研修室ドアノブ改修ほか	33,480
		5階講義室バトン改修	432,000
		4階大研修室壁(防音)改修	432,000
	計	2,828,736	
	39件	合計	6,428,592

平成28年度 修繕等実績

(単位:円)

月	件数	主な修繕等実績	金額
4月	2件	5階講義室出入口床改修	62,640
		西側駐輪場横スペースの改修	170,640
		計	233,280
5月	1件	3階女子トイレ カギ修理	7,452
		計	7,452
6月	1件	空気調和器Vベルト取替修理	33,480
		計	33,480
7月	2件	冷温水発生機冷温水用温度計修理	32,400
		2階棟2階東部教育局蛍光灯安定器交換	13,608
		計	46,008
8月	1件	中央監視操作盤ファンコイルスイッチ改修	18,360
		計	18,360
9月	1件	CDラジカセ修理(貸出用)	3,240
		計	3,240
10月	2件	1階多目的トイレ修理	36,612
		掲揚台ポールロープ取替	118,152
		計	154,764
11月	3件	電気メーター取替(なじみ亭)	57,240
		給気ファン(F-3)修繕	35,100
		地下排水ポンプ(B1F機械室西No.1)取替修理	185,976
		計	278,316
12月	0件	なし	0
		計	0
1月	5件	なじみ亭 業務用ガスコンロバーナ取替	40,000
		電気メーター取替(東部教育局・団体交流室)	41,040
		ホール非常口ドア修理	43,200
		除雪機修理	4,050
		東駐車場バリカー取替	43,200
		計	171,490
2月	9件	中研修室(3)・小研修室(3)の防音改修	490,536
		女子トイレ紙巻器改修	71,280
		パソコン研修室 壁面防音・ドア改修及び鏡取付	444,528
		なじみ亭厨房排水ホース取替	5,724
		除雪機の修理	19,537
		本館棟2階廊下壁クロス張替	105,840
		2階パソコン研修室アコーデオンカーテン取付	168,912
		ホール絶縁改修	29,160
		屋上防水改修	324,000
		計	1,659,517

3月	16件	2階棟1階女子トイレ換気扇交換	43,848
		駐輪場修繕	262,440
		2階棟1階通路クロス張替	210,816
		トイレ改修(ジェットタオル設置)	130,680
		講義室マイク設備改修	72,360
		講義室温湿度制御機器取替	199,800
		パソコン研修室電話機壁掛改修	11,880
		4階研修室ドア塗装	143,964
		5階通路床改修	492,912
		ファンコイルスイッチプレート交換	43,200
		中研修室(2)・小研修室(2)の防音改修	490,536
		ホール控室(1)床改修	122,040
		ホール控室(1)洗面台改修	479,520
		ホール控室(1)電話機壁掛改修	20,520
		ホール機材搬入口上部改修	384,480
		ホールトイレ換気扇修理	43,848
	計	3,152,844	
	43件	合計	5,758,751

平成29年度 修繕等実績

(単位:円)

月	件数	主な修繕等実績	金額
4月	1件	ホール絶縁改修	15,120
		計	15,120
5月	2件	2階研修室ファンコイル改修	32,400
		屋上ルーフトレン配管修繕	100,656
		計	133,056
6月	2件	ホワイエ横倉庫改修	64,800
		中研修室(4)コンパネ置場改修	63,720
		ホワイエ横倉庫照明器具移設	19,440
		計	147,960
7月	3件	補給水ポンプ圧カスイッチ取替	34,560
		厨房排水ピット改修	118,800
		3階図書資料室(2)と団体交流室(2)のコンセント回路切替	12,960
		計	166,320
8月	3件	外気処理空調機暖房用サーモスタット交換	103,680
		1階男子トイレ・女子トイレ自動水栓修理(蓄電池取替)	11,124
		5階通路クロス張替	426,816
		計	541,620
9月	3件	樋取替	14,040
		小研修室(1)・中研修室(1)間仕切壁改修	326,808
		CDラジカセ修理(貸出用)	3,456
		計	344,304
10月	2件	3階印刷機修理	12,960
		小研修室(1)・中研修室(1)防音改修	407,592
		計	420,552
11月	4件	4階救護兼授乳室の電話機設置	59,400
		4階救護兼授乳室の非常押しボタン設置	129,600
		1階ロビーダウンライト交換	192,240
		1F女子トイレ自動水栓修理	8,532
		計	389,772
12月	4件	1F女子トイレ自動水栓修理	8,532
		2階棟1階通路床張替	410,400
		本館棟・ホール棟の取合い部漏水修繕	81,432
		CDラジカセ修理(貸出用)	9,072
		計	509,436
1月	3件	南出口駐車場改修	52,920
		ホールプロジェクター修理	60,750
		舞台照明設備部品交換	496,800
		計	610,470



2月	9件	地下排水ポンプ(西機械室)取替修理	186,300
		音楽室温度検出器取替	197,640
		自家発電冷却水槽の部品取替修理	54,540
		研修室他電話機壁掛取替	233,280
		南玄関出入口・職員通用口外灯交換・増設	268,920
		南玄関上軒天井・FIX枠内外塗装	185,760
		飲料水槽の揚水ポンプ取替修理	488,808
		団体交流室LAN配線改修	167,400
		4階研修室排気修理	436,968
	計	2,219,616	
3月	2件	地下排水ポンプ(東機械室)取替修理	372,600
		屋上配管破裂による漏水修理	68,904
		計	441,504
	39件	合計	5,939,730

(資料7)

## 指定管理者への貸付物品対象一覧

平成30年3月31日現在

階	保管場所	備品番号	品名	銘柄・規格	数量	取得金額	備考
地下	階段踊り場	408026204	つい立	プラス アコーディオン型	1	46,144	2009/4/1受
地階	東地下室	354006750	書架	JIS規格品棚板天地8段小見出し各1、ブックサポート各棚1	1	146,000	2009/4/1受
地階	東地下室	354007129	ベンチグラインダー	205m/m	1	36,000	2009/4/1受
地階	東地下室	354007242	ワークベンチ	KF-40M	1	36,000	2009/4/1受
地階	東地下室	354007552	中量物品棚	日本ファイリング66G-14	1	90,000	2009/4/1受
地階	東地下室	354007560	中量物品棚	日本ファイリング66G-14	1	90,000	2009/4/1受
地階	東地下室	354007579	工具キャビネット	110M-03	1	125,000	2009/4/1受
ホール	音響室	425023710	ホール用デジタルミキサー	ヤマハ CL-3、ヤマハ Rio3224-D、	1	2,781,450	2017/4/1受
ホール	音響室	426021016	ホール用音響システム	BOSE ESP-002	1	3,542,400	2017/4/1受
ホール	音響室	428013773	コンデンサーマイクロホン	SONY C-38B	1	143,380	2017/4/1受
ホール	舞台	426021636	マルチスキャンスイッチャー	興和化学 KSM0601 HM2	1	450,360	2017/4/1受
ホール	舞台	428005320	ホール吊幕(諸幕)	(株)ナカヤマ 貫八綾別珍・防災品	1	2,472,120	2017/4/1受
ホール	舞台	428017450	ポーターライト	松村電気製作所 BL3-9 150W/ハロゲン×63灯 上下・中区分 L=12.6m	1	1,436,400	2016/3/17受
1階	1階事務所倉庫	354007137	絶縁抵抗計	ヨコガワ2403	1	33,800	2009/4/1受
1階	1階事務所倉庫	354007161	クリンプ式リーク電流計	ヒオキ3107	1	47,300	2009/4/1受
1階	エレベータホール1	354006670	ショーケース	ニッシンガラス	1	100,000	2009/4/1受
1階	エレベータホール1	354006688	ショーケース	ニッシンガラス	1	100,000	2009/4/1受
1階	喫茶室	354007250	食堂用テーブル	ホウトクリネアテーブル	1	33,500	2009/4/1受
1階	喫茶室	354007269	食堂用テーブル	ホウトクリネアテーブル	1	33,500	2009/4/1受
1階	喫茶室	354007277	食堂用テーブル	ホウトクリネアテーブル	1	33,500	2009/4/1受
1階	喫茶室	354007285	食堂用テーブル	ホウトクリネアテーブル	1	33,500	2009/4/1受
1階	喫茶室	354007293	食堂用テーブル	ホウトクリネアテーブル	1	33,500	2009/4/1受
1階	喫茶室	354007307	食堂用テーブル	ホウトクリネアテーブル	1	33,500	2009/4/1受
1階	喫茶室	354007315	食堂用テーブル	ホウトクリネアテーブル	1	33,500	2009/4/1受
1階	喫茶室	354007323	食堂用テーブル	ホウトクリネアテーブル	1	33,500	2009/4/1受
1階	喫茶室	354007331	食堂用テーブル	ホウトクリネアテーブル	1	33,500	2009/4/1受
1階	喫茶室	354007340	食堂用テーブル	ホウトクリネアテーブル	1	33,500	2009/4/1受
1階	喫茶室	354007358	食堂用テーブル	ホウトクリネアテーブル	1	33,500	2009/4/1受
1階	喫茶室	354007366	食堂用テーブル	ホウトクリネアテーブル	1	33,500	2009/4/1受
1階	喫茶室	354007374	食堂用テーブル	ホウトクリネアテーブル	1	33,500	2009/4/1受
1階	喫茶室	354007382	食堂用テーブル	ホウトクリネアテーブル	1	33,500	2009/4/1受
1階	事務所	422033146	J-ALERT専用小型受信機(3期改)	パナソニックシステムネットワークス/EA-8001	1	655,200	2012/3/7受
1階	事務所	422033324	A4ノートパソコン(3期)	東芝/dynabook Satellite L35(PSL3)	1	69,825	2012/3/7受
1階	事務所	428011738	業務用耐火金庫	株式会社エーコー CSG-65	1	148,716	2017/4/1受
1階	車庫	354006556	実習台		1	110,000	2009/4/1受
1階	車庫	407023728	除雪機	ホンダHS1190J	1	598,430	2009/4/1受

1階	小研(和1)	354006327	額	書入り	1	50,000	2009/4/1受
1階	大ホール	354006866	グランドピアノ	ヤマハ	1	2,760,000	2009/4/1受
1階	大ホール	354007110	電動チェンブロック	F-1S1ton-6M	1	95,000	2009/4/1受
1階	大ホール	354007170	はしご	長谷川US-509	1	48,000	2009/4/1受
1階	大ホール	354007218	花置台	西尾家具N-14A4-7	1	91,000	2009/4/1受
1階	大ホール	354007234	演台	西尾家具N-13AL4-7	1	241,000	2009/4/1受
1階	大ホール	354007595	緞帳	フック刺しゆう巾4.8m×5.5m	1	4,300,000	2009/4/1受
1階	大ホール	402007986	司会者台	S-56	1	59,812	2009/4/1受
1階	大ホール	405043150	単戸棚	プラスSS-206	1	44,393	2009/4/1受
1階	大ホール	410023949	ホワイトボード	コクヨBB-R736WIWI	1	68,250	2009/4/1受
1階	厨房	354007617	食器戸棚	明宝精機KC-156	1	152,000	2009/4/1受
1階	厨房	354007633	調理シンク	明宝精機KS-1262	1	68,000	2009/4/1受
1階	厨房	354007641	2槽水切付シンク	明宝精機	1	87,000	2009/4/1受
1階	厨房	405043168	寸胴レンジ	ウサミUGT-90-A	1	87,550	2009/4/1受
1階	厨房	405043176	ガスレンジ	ウサミGR-126-S	1	226,600	2009/4/1受
1階	厨房	415045853	冷凍庫	サンヨーHF-12RG	1	45,990	2009/4/1受
1階	厨房	421016535	業務用冷蔵庫	福島工業 IRN-40RM	1	194,250	2009/12/21受
1階	厨房	422007854	ガス給湯器	リンナイ RUX-A1611W-E	1	47,250	2010/9/21受
1階	厨房	425031666	麺類釜	マルゼン角槽タイプおどん釜 MGU-046G	1	182,700	2015/4/1受
1階	ホール	421022705	舞台用照明器具(エリクソ イタルスポットライト)	松村電機製作所 S4-436	1	95,813	2010/2/17受
1階	ホール	421022713	舞台用照明器具(エリクソ イタルスポットライト)	松村電機製作所 S4-437	1	95,813	2010/2/17受
1階	ホール	421022721	舞台用照明器具(エリクソ イタルスポットライト)	松村電機製作所 S4-438	1	95,813	2010/2/17受
1階	ホール	421022730	舞台用照明器具(エリクソ イタルスポットライト)	松村電機製作所 S4-439	1	95,813	2010/2/17受
1階	ホール	423000043	ステージモニター スピーカー	スピーカー JBL MRX512M	1	126,000	2011/6/15受
1階	ホール	423000051	ステージモニター スピーカー	スピーカー JBL MRX512M	1	126,000	2011/6/15受
1階	ホール控室(1)	402007994	応接長椅子	セットRM36	1	79,722	2009/4/1受
1階	ホール控室(1)	402008001	応接長スツール		1	46,350	2009/4/1受
1階	ホール控室(1)	402008010	応接両肘椅子		1	50,058	2009/4/1受
1階	ホール控室(1)	402008028	応接両肘椅子		1	50,058	2009/4/1受
1階	ホワイエ	354007226	パーテーションベース	木原三省堂、金属製	1	67,000	2009/4/1受
1階	ホワイエ	354007463	ベンチ	オカムラ8353PP	1	33,800	2009/4/1受
1階	ホワイエ	354007471	ベンチ	オカムラ8353PP	1	33,800	2009/4/1受
1階	ホワイエ	354007480	ベンチ	オカムラ8353PP	1	33,800	2009/4/1受
1階	ホワイエ	354007498	ベンチ	オカムラ8353PP	1	33,800	2009/4/1受
1階	ホワイエ	354007501	ベンチ	オカムラ8353PP	1	33,800	2009/4/1受
1階	ホワイエ	354007510	ベンチ	オカムラ8353PP	1	33,800	2009/4/1受
1階	ホワイエ	354007528	ベンチ	オカムラ8353PP	1	33,800	2009/4/1受
1階	ホワイエ	354007536	ベンチ	オカムラ8353PP	1	33,800	2009/4/1受
1階	ホワイエ	405043125	パーテーションスタンド	スタンドコクヨGB-PS6、ロープ コクヨGB-PR4G3	1	121,993	2009/4/1受
1階	南玄関	405043141	手押車	ウチダPYS	1	34,153	2009/4/1受
1階	ロビー	354007196	傘立て	ライオンK-60	1	40,000	2009/4/1受
1階	ロビー	354007200	傘立て	ライオンK-60	1	40,000	2009/4/1受
1階	ロビー	407023221	パンフレットスタンド	コクヨZR-PS500	1	107,429	2009/4/1受

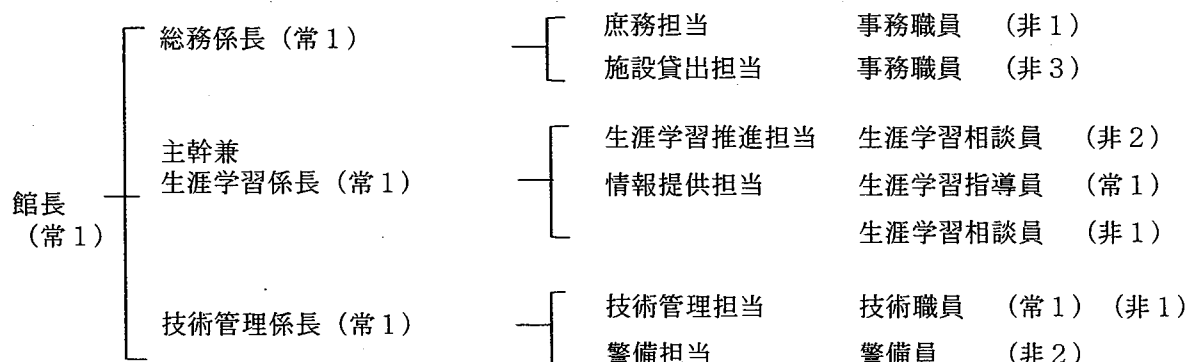
1階	ロビー	410023663	車椅子	NCD-101	1	45,000	2009/4/1受
1階	ロビー	413017183	ロビーテーブル	ウチダULL-900	1	34,650	2009/4/1受
1階	ロビー	413017191	ロビーテーブル	ウチダULL-900	1	34,650	2009/4/1受
1階	ロビー	413017205	ロビーテーブル	ウチダULL-900	1	34,650	2009/4/1受
1階	ロビー	413017213	ロビーテーブル	ウチダULL-900	1	34,650	2009/4/1受
1階	ロビー	413017221	ロビーチェア	ウチダULL-96	1	31,500	2009/4/1受
1階	ロビー	413017230	ロビーチェア	ウチダULL-96	1	31,500	2009/4/1受
1階	ロビー	413017248	ロビーチェア	ウチダULL-96	1	31,500	2009/4/1受
1階	ロビー	413017256	ロビーチェア	ウチダULL-96	1	31,500	2009/4/1受
1階	ロビー	413017264	ロビーチェア	ウチダULL-96	1	31,500	2009/4/1受
1階	ロビー	413017272	ロビーチェア	ウチダULL-96	1	31,500	2009/4/1受
1階	ロビー	413017280	ロビーチェア	ウチダULL-96	1	31,500	2009/4/1受
1階	ロビー	413017299	ロビーチェア	ウチダULL-96	1	31,500	2009/4/1受
1階	ロビー	413017302	ロビーチェア	ウチダULL-96	1	31,500	2009/4/1受
1階	ロビー	413017310	ロビーチェア	ウチダULL-96	1	31,500	2009/4/1受
1階	ロビー	413017329	ロビーチェア	ウチダULL-96	1	31,500	2009/4/1受
1階	ロビー	413017337	ロビーチェア	ウチダULL-96	1	31,500	2009/4/1受
1階	ロビー	413017345	ロビーチェア	ウチダULL-96	1	31,500	2009/4/1受
1階	ロビー	413017353	ロビーチェア	ウチダULL-96	1	31,500	2009/4/1受
1階	ロビー	413017361	ロビーチェア	ウチダULL-96	1	31,500	2009/4/1受
1階	ロビー	413017370	ロビーチェア	ウチダULL-96	1	31,500	2009/4/1受
1階	ロビー	413017418	パンフレットスタンド	コクヨZR-PS113N	1	40,740	2009/4/1受
1階	ロビー	413017426	パンフレットスタンド	コクヨZR-PS113N	1	40,740	2009/4/1受
1階	ロビー	425031534	自動対外式除細動器	フィリップエレクトロニクス ジャパン ハートスタートHS-1	1	137,550	2015/4/1受
中2階	2階ホワイエ	354007390	応接アームチェア	ライオンC-15	1	32,000	2009/4/1受
中2階	2階ホワイエ	354007404	応接アームチェア	ライオンC-15	1	32,000	2009/4/1受
中2階	2階ホワイエ	354007420	応接ソファ	ライオンS-15	1	50,000	2009/4/1受
中2階	2階ホワイエ	403010502	並椅子	レジャーチェスト	1	41,550	2009/4/1受
中2階	2階ホワイエ	403010510	並椅子	レジャーチェスト	1	41,550	2009/4/1受
中2階	2階ホワイエ	403010529	並椅子	レジャーチェスト	1	41,550	2009/4/1受
中2階	2階ホワイエ	403010537	並椅子	レジャーチェスト	1	41,550	2009/4/1受
中2階	2階ホワイエ	403010545	並椅子	レジャーチェスト	1	41,550	2009/4/1受
中2階	2階ホワイエ	403010553	並椅子	レジャーチェスト	1	41,550	2009/4/1受
中2階	2階ホワイエ	403010561	並椅子	レジャーチェスト	1	41,550	2009/4/1受
中2階	2階ホワイエ	403010570	並椅子	レジャーチェスト	1	41,550	2009/4/1受
中2階	2階ホワイエ	403010588	並椅子	レジャーチェスト	1	41,550	2009/4/1受
中2階	2階ホワイエ	403010596	並椅子	レジャーチェスト	1	41,550	2009/4/1受
中2階	2階ホワイエ	403010600	並椅子	レジャーチェスト	1	41,550	2009/4/1受
中2階	2階ホワイエ	403010618	並椅子	レジャーチェスト	1	41,550	2009/4/1受
中2階	2階ホワイエ	403010626	並椅子	レジャーチェスト	1	41,550	2009/4/1受
中2階	2階ホワイエ	403010634	並椅子	レジャーチェスト	1	41,550	2009/4/1受
中2階	2階ホワイエ	403010642	並椅子	レジャーチェスト	1	41,550	2009/4/1受
中2階	2階ホワイエ	403010650	並椅子	レジャーチェスト	1	41,550	2009/4/1受
中2階	2階ホワイエ	403010669	並椅子	レジャーチェスト	1	41,550	2009/4/1受
中2階	2階ホワイエ	403010677	並椅子	レジャーチェスト	1	41,550	2009/4/1受

中2階	2階ホワイエ	403010685	並椅子	レジャーチェスト	1	41,550	2009/4/1受
中2階	2階ホワイエ	403010693	並椅子	レジャーチェスト	1	41,550	2009/4/1受
2階	館長室	406023868	更衣ロッカー	LK-4	1	30,900	2009/4/1受
2階	パソコン研修室	407023078	ポータブルワイヤレスアンブ	ナショナルWX-205C	1	135,136	2009/4/1受
2階	パソコン研修室	413017388	OAテーブル用ワゴン	コクヨSD-MXN46C3F11	1	30,450	2009/4/1受
2階	パソコン研修室	413017396	OAテーブル用ワゴン	コクヨSD-MXN46C3F11	1	30,450	2009/4/1受
2階	パソコン研修室	413017469	ホワイトボード	ライオンNR-11	1	45,570	2009/4/1受
中3階	映写室(ホール)	354006807	工具キャビネット	プラスE-700HB	1	43,000	2009/4/1受
中3階	映写室(ホール)	354006831	カセット収納庫	セントラルTM508	1	30,000	2009/4/1受
中3階	映写室(ホール)	407023213	つい立	パネルスクリーン	1	92,288	2009/4/1受
中3階	映写室(ホール)	407023477	スポットライト	松村電機 KJ-6	1	494,400	2009/4/1受
中3階	映写室(ホール)	407023485	スポットライト	松村電機 KJ-6	1	494,400	2009/4/1受
中3階	映写室(ホール)	413017108	OAテーブル	コクヨSD-MXE	1	45,150	2009/4/1受
中3階	映写室(ホール)	421021474	舞台用照明器具(キセノ ピンスポットライト)	松村電機製作所 SUPERSOL-1003SR/e	1	1,732,500	2010/2/17受
中3階	映写室(ホール)	421021482	舞台用照明器具(キセノ ピンスポットライト)	松村電機製作所 SUPERSOL-1003SR/e	1	1,732,500	2010/2/17受
中3階	音響室(ホール)	354006971	コンデンサーマイク	ソニーC-38B	1	79,500	2009/4/1受
中3階	音響室(ホール)	354006980	コンデンサーマイク	ソニーC-47	1	147,500	2009/4/1受
中3階	音響室(ホール)	354006998	コンデンサーマイク	ソニーC-55P	1	66,600	2009/4/1受
中3階	音響室(ホール)	354007005	コンデンサーマイク	ソニーC-55P	1	66,600	2009/4/1受
中3階	音響室(ホール)	354007447	長椅子	イトーキLEP333-30	1	38,000	2009/4/1受
中3階	音響室(ホール)	413017485	MDプレーヤー	タスカム、MD-801RMK2	1	183,750	2009/4/1受
3階	印刷室	407023230	事務机	DS-5号	1	32,033	2009/4/1受
3階	印刷室	421016390	デジタル印刷機	理想科学工業 リソグラフ RZ670	1	1,134,000	2009/12/21受
4階	映写室	409052370	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	小研修室(1)	409052272	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	小研修室(1)	409052280	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	小研修室(1)	409052388	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	小研修室(1)	409052485	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	小研修室(1)	409052566	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	小研修室(1)	409052663	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	小研修室(2)	409052442	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	小研修室(2)	409052558	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	小研修室(2)	409052604	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	小研修室(2)	409052612	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	小研修室(2)	409052680	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	小研修室(3)	409052221	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	小研修室(3)	409052230	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	小研修室(3)	409052540	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受

4階	小研修室(3)	409052582	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	小研修室(3)	409052620	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	小研修室(3)	409052701	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	小研修室(1)	409052302	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	小研修室(1)	409052434	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	小研修室(1)	409052523	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	小研修室(2)	409052400	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	小研修室(2)	409052531	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	小研修室(3)	409052213	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	小研修室(3)	409052396	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	小研修室(3)	409052469	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	小研修室(3)	409052590	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	小研修室(3)	409052671	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	談話コーナー	354006637	長椅子	コクヨCN-35BTD	1	66,500	2009/4/1受
4階	談話コーナー	354006645	長椅子	コクヨCN-35D	1	77,850	2009/4/1受
4階	談話コーナー	354006653	長椅子	コクヨCN-35D	1	77,850	2009/4/1受
4階	談話コーナー	413017434	パンフレットスタンド	コクヨZR-PS113N	1	40,740	2009/4/1受
4階	談話コーナー	413017442	パンフレットスタンド	コクヨZR-PS113N	1	40,740	2009/4/1受
4階	中研修室(1)	409052329	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	中研修室(1)	409052361	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	中研修室(1)	409052418	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	中研修室(1)	409052493	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	中研修室(1)	409052507	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	中研修室(1)	409052574	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	中研修室(1)	409052639	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	中研修室(1)	409052698	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	中研修室(1)	409052299	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	中研修室(1)	409052345	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
4階	救護室・授乳室	354007439	長椅子	イトーキLEP333-30	1	38,000	2009/4/1受
4階	救護室・授乳室	354007455	長椅子	イトーキLEP333-30	1	38,000	2009/4/1受
5階	講義室	408026085	ワイヤレスチューナー	ナショナルWX-4040	1	255,440	2009/4/1受
5階	講義室	408026140	ワイヤレスマイク	ナショナルWX-4100	1	35,020	2009/4/1受
5階	講義室	408026158	ワイヤレスマイク	ナショナルWX-4100	1	35,020	2009/4/1受
5階	講義室	408026166	ワイヤレスマイク	ナショナルWX-4300	1	40,170	2009/4/1受
5階	講義室	411030392	演台	コクヨWA-KA10P14	1	41,475	2009/4/1受
5階	講義室	428013617	マルチスキャン スイッチャー	興和化学(株)KSM0601 HM2、付属品…延長受信機: 興和	1	521,640	2017/4/1受
5階	小研修室(映写)	409052248	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
5階	小研修室(映写)	409052256	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
5階	小研修室(映写)	409052264	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
5階	小研修室(映写)	409052310	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
5階	小研修室(映写)	409052337	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
5階	小研修室(映写)	409052353	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
5階	小研修室(映写)	409052426	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
5階	小研修室(映写)	409052450	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
5階	小研修室(映写)	409052477	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受

5階	小研修室(映写)	409052515	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
5階	小研修室(映写)	409052647	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
5階	小研修室(映写)	409052655	会議机	コクヨKT-PS600P15	1	32,550	2009/4/1受
5階	中研(音)	403010707	ピアノ	ヤマハUX-30A	1	699,370	2009/4/1受
5階	中研(音)	410023671	ホワイトボード	コクヨBB-R736W1W1	1	68,250	2009/4/1受
搭屋	ペントハウス	354007188	はしご	長谷川US-509	1	48,000	2009/4/1受

## 生涯学習センター管理室における現状の職員体制（平成 30 年 4 月時点）



職種 (職名)	雇用関係	担当する業務内容	資格等
館長	常勤	受託業務統括	
総務係長 (出納員)	常勤	事業計画・報告、予算・執行・経理・決算、給与、施設の利用許可、係統括	
事務職員	非常勤	収入・支払事務、自販機管理・手数料徴収、利用許可及び貸出補助	
事務職員	非常勤	施設利用受付・貸出・利用料収入事務、施設予約システム・メール管理、利用統計調査	
事務職員	非常勤	利用者の応接案内・利用受付・貸出・利用料収入事務、職員の福利厚生・旅費、文書発送・収受、郵券管理、	
事務職員	非常勤	利用者の応接案内・利用受付・貸出・利用料収入事務、団体交流室支援、入居団体負担金、貸出物品管理	
主幹兼 生涯学習係長	常勤	生涯学習事業全体企画、係統括、契約、「未来をひらく鳥取学」運営、生涯学習講座企画・実施、FB管理ほか	生涯学習コーディネーター
生涯学習指導員	常勤	生涯学習情報提供 (生涯学習とっとり)、生涯学習講座企画・実施、統計資料作成ほか	社会教育主事
生涯学習相談員	非常勤	生涯学習情報提供 (システム運用、県民カレッジ登録等)、広報、その他情報提供	
生涯学習相談員	非常勤	生涯学習交流会事業、ランチタイムコンサート、視聴覚ライブラリー、ふれあい文庫	
生涯学習相談員	非常勤	生涯学習支援事業 (「まなび」の支援・加入促進)、生涯学習展示コーナー、生涯学習相談事業	
技術管理係長	常勤	係統括、施設・設備の整備計画と保全管理、契約、舞台技術、「未来をひらく鳥取学」運営ほか	・防火管理者 (甲種) ・危険物取扱者 (乙種) ・特別管理産業廃棄物管理責任者
技術職員	常勤	舞台技術 (音響)、施設・設備保全管理、危機管理・貸出物品準備及び指導、	・防火管理者 (甲種) ・特別管理産業廃棄物管理責任者
技術職員	非常勤	舞台技術 (照明)、消防計画策定実施、電気関係点検・管理、物品管理、駐車場管理、貸出物品準備及び指導、催物案内パネル表示、業務日誌、HP管理	
警備員 2名交替	非常勤	施設点検、警備、開閉館・環境美化・清掃衛生	



## 資料9

## 生涯学習センターにおける現在の再(外部)委託及び賃貸借の状況

## 1 再(外部)委託

(単位:千円)

番号	項目	契約金額	契約期間
1	警備委託	1,232	H26.4.1～H31.3.31
2	消防設備等保守点検委託	1,728	H26.4.1～H31.3.31
3	エレベーター保守点検委託	6,480	H26.4.1～H31.3.31
4	ホール吊物保守点検委託	4,498	H26.4.1～H31.3.31
5	庭園管理委託	1,107	H26.4.1～H31.3.31
6	清掃作業等委託 (貯水槽清掃・害虫駆除・フィルター清掃・環境衛生管理を含む)	34,425	H26.4.1～H31.3.31
7	電気保安委託	1,840	H26.4.1～H31.3.31
8	空調調和器保守点検委託	2,036	H26.4.1～H31.3.31
9	ホール照明設備保守点検委託	3,564	H26.4.1～H31.3.31
10	ホール音響設備保守点検委託	1,620	H26.4.1～H31.3.31
11	中央監視装置保守点検委託	2,690	H26.4.1～H31.3.31
12	冷温水発生機保守点検委託	5,400	H26.4.1～H31.3.31
13	グリストラップ清掃及び排出汚泥処理委託	430	H26.4.1～H31.3.31
	合計	67,050	

## 2 賃貸借物件

(単位:円)

番号	項目	29年度実績額	契約期間
1	パソコン賃貸借契約	712,800	H26.4～H31.3.31
2	会計システム賃貸借契約	346,032	H26.4～H31.3.31
3	複合機賃貸借契約書(1階事務用、ロビー用)	単価契約	H26.4.1～H31.3.31
4	ホール用DLP方式プロジェクター賃貸借契約	261,792	H26.4.1～H31.3.31
5	電話交換設備賃貸借契約料	453,600	H26.4.1～H33.3.31
6	パソコン研修室用パソコン等 賃貸借者契約料	509,448	H26.4.1～H31.3.31
7	統合型脅威管理装置賃貸借契約	124,416	H26.4.1～H31.3.31
8	DLP方式プロジェクター賃貸借契約(再リース)	27,000	
9	パソコン賃貸借契約(再リース)	15,336	
	計	2,450,424	